

# 福生市教育振興基本計画 第2次



令和2年3月  
福生市教育委員会



# はじめに

福生市教育委員会では、平成 22 年 3 月に「福生市教育振興基本計画」を策定し、さらに平成 27 年 6 月に「福生市教育振興基本計画[修正後期]」を策定しました。この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間で福生市が目指す教育目標と基本方針を掲げ、その実現に向けて取り組むべき施策を示したものです。

これまで、福生市教育委員会では、その計画のもと、質の高い教育の提供に努めるとともに、施設の老朽化に伴う改修をはじめ、ICT 整備、特別な配慮を必要とする子どもの学習環境整備等、子どもが安全・安心に学習することができる教育環境の充実に努めてきました。

また、学力の向上策、不登校・特別支援教育等の改善に向け、子どもに関わる関係機関等の委員による「ふっさっ子未来会議」を設置して検討を行い、その検討結果を未来提言としてまとめ、その提言を具現化するための計画や方針を策定し、推進してきました。

しかしながら、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、学校や学びの在り方などは新たな局面を迎えています。加えて、少子・高齢化の進行は一途をたどっており、人口構造のひずみ、地域におけるコミュニティの希薄化、子どもたちへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした社会情勢の変化は、福生市においても同様の状況となっていることを背景に、教育においては、子どもたちが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになることが求められています。

このたび、「福生市教育振興基本計画」の計画期間が終了することに伴い、計画の見直しを行い、新たに「福生市教育振興基本計画 第 2 次」を策定することとなりました。

福生市教育委員会は、福生市の基本構想として掲げる「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」を実現するため、地域社会全体が連携・協働しながら、本市の将来を担う子どもたちとその家庭に向き合い、子どもたちが元気で健やかに育つことができるまちづくりに努めてまいりますので、皆様のより一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

福生市教育委員会

# 目 次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の進行管理.....	3
第2章 計画策定の背景と目指すべき方向.....	5
1 国及び東京都の計画.....	5
2 教育を取り巻く社会情勢.....	6
3 前教育振興基本計画の振り返り.....	9
4 福生市の教育が目指す目標.....	13
5 計画の基本方針と方向.....	13
第3章 取り組む施策の方向性.....	15
1 施策の体系.....	15
2 基本方針別の施策の方向性.....	16
基本方針1 子どもたちの「生きる力」の育成と個を伸ばす教育の充実.....	16
基本方針2 教育施策推進のための環境整備.....	29
基本方針3 生涯を通じた学びによる豊かな地域づくり・人づくり.....	36
基本方針4 地域社会総がかりでの教育の推進.....	42

資料編.....	49
1 用語解説 .....	49
2 5年後に向けた指標とその説明 .....	52
3 計画策定までの経緯 .....	55
4 計画の策定体制 .....	57
5 福生市教育振興基本計画策定委員会設置要領 .....	59

※本文中の\*については、巻末に用語解説を入れています。また、本文中の最初に出てくる箇所\*を付けています。



## 1 計画策定の趣旨

平成 18 年 12 月に教育基本法が改正され、国は、総合的かつ計画的に教育施策を推進するための計画を策定することが義務付けられ、地方公共団体は、国の計画を参酌し、地域の実情に応じた、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならないとされました。

この教育基本法等の改正を踏まえた教育制度の大きな変革が順次進められ、平成 20 年 7 月には、国において教育に関する総合的な計画として第 1 期計画となる「教育振興基本計画」が策定され、第 3 期計画が平成 30 年 6 月に閣議決定されました。

また、平成 27 年 4 月には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、教育委員会制度の改革が行われるとともに、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めた大綱を策定することが規定されました。

学校教育の分野では、平成 27 年 3 月の学校教育法施行規則の改正により平成 29 年 3 月に学習指導要領が改訂され、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や思考力を高めるためのプログラミング教育\*の推進、「特別の教科 道徳」の導入などが示されています。

生涯学習の分野では、改正教育基本法に生涯学習の理念が示されたほか、「家庭教育」や「幼児期の教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」に関する項目が新設され、社会教育法、図書館法及び博物館法が改正されました。

福生市教育委員会では、これらの動向を背景に、平成 22 年 3 月に「福生市教育振興基本計画」を策定し、平成 22 年度から令和元年度までの 10 年間（前期 5 年・後期 5 年）の教育目標と基本方針を定めるとともに、令和元年度までの取り組むべき施策を掲げ、また、毎年度、施策に基づいた具体的な取組や事業を掲載した「福生市教育振興基本計画実施計画（推進プラン）」を策定して、計画的に事業の実施を図ってきました。

さらに、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、外部の有識者から評価をいただき、P D C A サイクルによる事務の見直しを行い、充実に努めて取り組んできました。

この計画期間中、平成 25 年 7 月には「ふっさっ子未来会議」を設置し、学校と関係

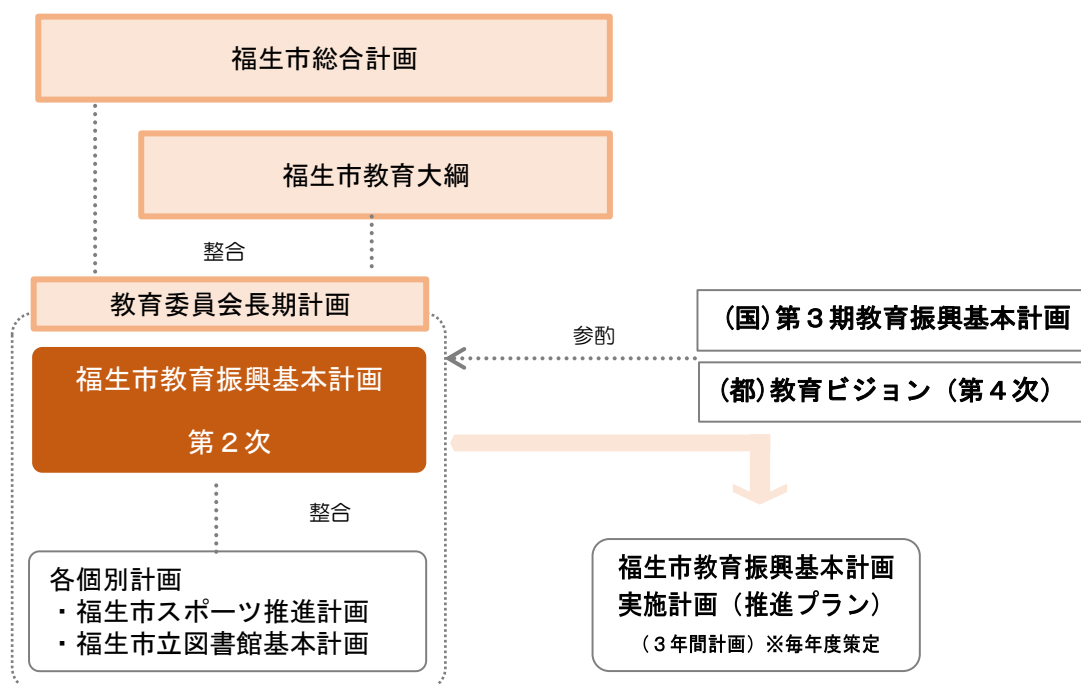
機関が連携して魅力ある教育施策を実現するための協議を行い、6つの未来提言を取りまとめました。さらに、令和元年度より「第2次ふっさつ子未来会議」を立ち上げており、本計画においても、その議題等の内容を踏まえています。

平成27年度から令和元年度までの後期5年間での取組を検証するとともに、社会状況の変化や新たな教育課題に対応するため、福生市教育委員会が掲げる教育目標と基本方針に基づき、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たな計画「福生市教育振興基本計画 第2次」として策定します。

## 2 計画の位置付け

- 本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」と位置付けるものです。
- 福生市を取り巻く社会状況の変化を反映するとともに、国の「第3期教育振興基本計画」及び「東京都教育ビジョン（第4次）」を踏まえて策定しており、今後の福生市における教育全体の向上、活性化を目指すものです。
- 市政運営の指針「福生市総合計画」を上位計画として、その教育に関する分野別計画として位置付けられています。さらに、平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第1条の3に規定された「教育大綱」と整合を図るものです。また、本計画では、これまでの「福生市教育振興基本計画」と「福生市生涯学習推進計画」の一体化を図るとともに、福生市スポーツ推進計画、福生市立図書館基本計画等との整合を図りつつ、福生市教育委員会の権限に属する事務についての方針を示します。

【計画の位置付け】



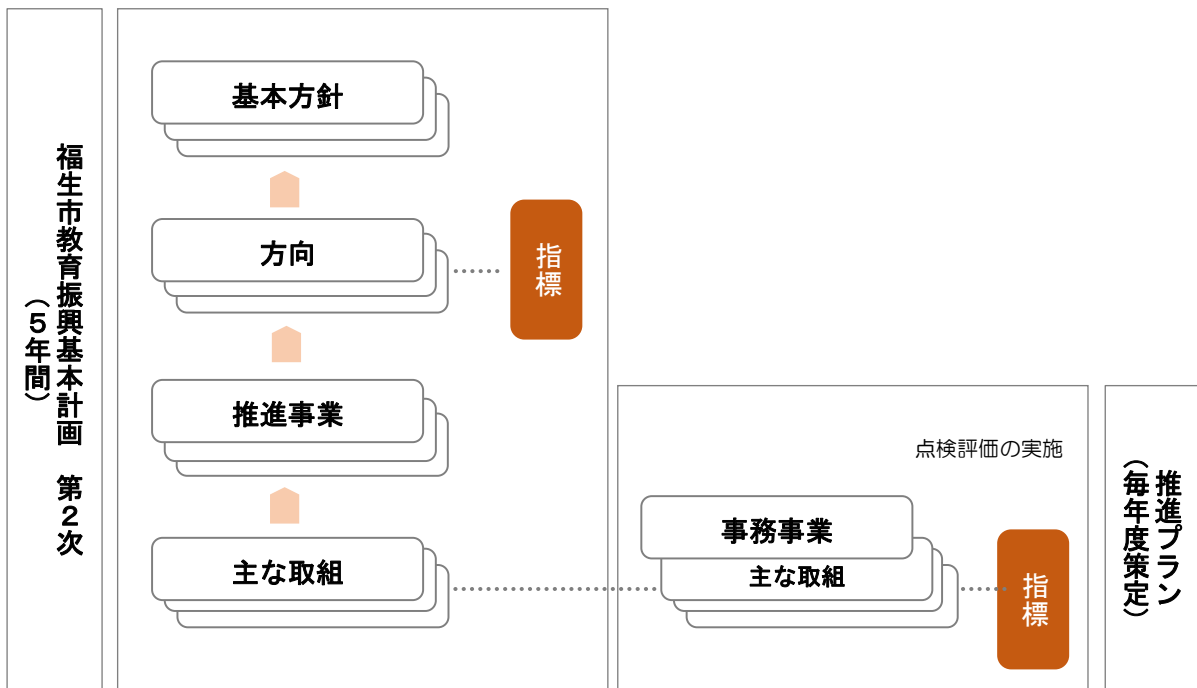


### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和11年度を目標年度とする10年間とし、令和2年度から令和6年度までを前期計画、令和7年度から令和11年度までを後期計画とします。

### 4 計画の進行管理

本計画に基づき3年を計画期間とする福生市教育振興基本計画実施計画（推進プラン）を毎年度策定して、主要事業の設定を行い、その翌年度には、実施済みの施策事業に対する外部評価者による点検・評価を行うことで、PDCAサイクルを構成します。





## 1 国及び東京都の計画

文部科学省は、平成 30 年 6 月に第 3 期教育振興基本計画を閣議決定し、平成 30 年度から令和 4 年度までの計画期間における、5 つの基本的な方針と 21 の教育政策の目標などを取りまとめました。

同計画では基本的な方針として、「1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」、「2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」、「3 生涯学び、活躍できる環境を整える」、「4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」、「5 教育政策推進のための基盤を整備する」を打ち出しています。また、令和 2 年度からの新学習指導要領には新たに、「自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる」と示されています。

東京都教育委員会では、平成 31 年 3 月に東京都教育ビジョン（第 4 次）を策定し、令和元年度からの 5 年間を中心に、東京都教育委員会が今後、取り組むべき中・長期的な教育の基本的な方向性と主要施策を示しました。この中で、「情報化や国際化など急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子供」を次代を担う東京の子供の姿とし、12 の基本的な方針を設定し、支える教育と伸ばす教育、都立高校改革、働き方改革\*等を新たに位置付けています。また、30 の今後 5 か年の施策展開の方向性を設定し、今後の事務事業の推進につながる主な施策展開を示しています。

## 2 教育を取り巻く社会情勢

### ○ 社会経済情勢の急激な変化

近年、グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化するなど、変化が激しく先行きが不透明な社会に移行しています。

また、我が国は、少子高齢化の急激な進行に直面しており、同時に、社会的格差等の問題も指摘されていることから、社会的・経済的な事情にかかわらず、誰もが等しく質の高い教育を受けられる教育安心社会の実現が求められています。

### ○ 高度情報化の進展と技術革新

スマートフォンなど情報通信技術の向上によるSNSの普及や高度情報化の進展、さらにはAI\*（人工知能）やIoT\*（Internet of Things）等の急速な技術革新により、人々のライフスタイルや価値観が大きく変化しており、それらの変化に対応した教育や学習機会を提供していくことが必要です。

### ○ 情報モラル

インターネットをはじめ、様々な情報が溢れている現代において、その中から必要な情報を取捨選択し、分析、編集して知識として活用していくことが求められています。情報に対する社会的な理解を深め、自分自身と社会の関わりの中で、情報モラルの習得が求められ、適切に評価し活用する能力と態度を身に付けることが重要です。

### ○ グローバル化の進展

グローバル化が進展する中、平成31年4月の出入国管理法の改正により、外国人労働者の増加が見込まれ、その母語の多様化や日本語習熟度の差への対応が求められています。

また、主体的に物事を考え、多様なバックグラウンドをもつ人に自分の考えを分かりやすく伝え、文化的・歴史的なバックグラウンドに由来する価値観や特性の差異を乗り越えて、相手の立場に立って互いを理解できる人材の育成が必要です。

そうした差異からそれぞれの強みを引き出して活用し、相乗効果を生み出して、新しい価値を創造することができるような機会を提供する必要があります。

## ○ 子どもの学力について

我が国の児童・生徒の学力の現状について、全国学力・学習状況調査の結果や各種国際調査の結果からは、基礎的・基本的な知識・技能の習得については、個別には課題のある事項があるものの全体としては一定の成果が認められます。

一方で、思考力・判断力・表現力等を問う問題や記述式の問題に課題があることも明らかとなっています。全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえた指導方法の改善の提案など、一層のきめ細かな対応が必要です。

## ○ 子どもの体力について

国の第3期教育振興基本計画では、子どもの体力水準が昭和60年頃と比較すると低い状況にあり、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られると指摘しています。また、食習慣の乱れなど、現代的健康課題の多様化・深刻化などへの対応も必要となっています。

子どもが生涯にわたり、積極的に運動に親しみ、健康で活力ある生活が送れるよう、体力・運動能力の向上や食育に取り組んでいくことが求められています。

## ○ 子どもの生活習慣や心の育成について

社会全体のつながりの薄れ、異なる文化や価値観等をもった人々との交流や各種体験の減少などを背景として、規範意識や社会性などの育成の重要性が依然として指摘されています。

小・中学校においては、不登校児童・生徒の増加、小1プロブレム\*や中1ギャップなど、各成長段階の接続や連携、または学級や学年の経営の工夫、さらに異学年との交流などが必要な状況にあります。いじめや心理的に追い込まれる児童・生徒もいるなどの課題が挙げられ、個別の支援や専門家との連携、そして、家庭や地域と連携した教育の充実が求められています。

## ○ 安全対策・環境問題に対する取組

近年、地球温暖化による大雨・強風などの異常気象や、大規模な地震などの自然災害、登下校中の子どもが巻き込まれる痛ましい事件・事故などが全国各地で発生しています。子どもたちは、他者と連携して自分の身を守るための適切な行動を身に付ける必要があると同時に、地球と共生するための自然環境に対する正しい知識と態度を身に付けることが必要です。

## ○ 家庭の状況や地域コミュニティへの変化

都市部の中では、人々の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されており、困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況が起きています。家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要です。

また、地域社会においては、地域の変化や課題に対応し、地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組むことが重要です。こうした中で、一人ひとりの生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながりの形成を促進することに加え、地域の持続的発展を支える取組を行っていくことが必要です。

## ○ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催とその後の取組

令和2年に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、これを契機にスポーツに対する市民意識の高揚と、継続的にスポーツに親しむ市民の増加が予想されます。大会終了後も、有益な遺産（レガシー）を引き継ぎ、スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができるスポーツ立国の実現に向けた取組が求められます。

### 3 前教育振興基本計画の振り返り

#### (1) 平成27年度からの福生市教育委員会の主な取組

前期計画期間中（平成27年度～令和元年度）の福生市教育委員会の主な取組は次のとおりです。

年度	福生市教育委員会の主な取組
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、総合教育会議を開催し、福生市教育大綱を策定</li> <li>○通学路における見守り員の配置及び市内小学校通学路防犯カメラの設置・運用の開始</li> <li>○体育館非構造部材落下防止対策工事の実施（一小・六小・七小・一中）</li> <li>○日本の伝統・文化理解教育推進事業、学カステップアップ推進地域指定事業の取組</li> <li>○福生市立学校ICT*推進計画の策定</li> <li>○福生市英語教育推進計画の策定</li> <li>○福生市立学校の学力向上策の策定</li> <li>○第2期福生市生涯学習推進計画（修正後期）の策定</li> <li>○第三次福生市子ども読書活動推進計画の策定</li> <li>○福生駅、拝島駅への貸出図書返却ポストの設置</li> <li>○わかたけ会館・図書館リニューアルオープン</li> </ul>
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○体育館非構造部材落下防止対策工事の実施（四小・五小・二中・三中）</li> <li>○福生第七小学校に言語障害通級指導学級を設置</li> <li>○福生第二中学校に日本語学級を設置</li> <li>○日本の伝統・文化理解教育推進事業、オリンピック・パラリンピック教育推進校事業、人権教育推進校事業、学カステップアップ推進地域指定事業、英語教育推進地域事業、道徳教育推進校事業、安全教育推進校事業の取組</li> <li>○福生第四小学校への指定を皮切りに、コミュニティ・スクール*の全校指定に向けた取組の実施（令和2年度までに全10校指定）</li> <li>○小学校第6学年、中学校第3学年を対象とした英語検定の公費実施の開始</li> <li>○福生市立学校の体力向上策の策定</li> <li>○福生市オリンピック・パラリンピック読み物資料集の作成</li> <li>○「ふるさと福生への愛着と誇りを育む学校」の作成</li> <li>○旧ヤマジュウ田村家住宅の一般見学の開始</li> <li>○福生市スポーツ推進計画2012（修正後期）の策定</li> <li>○武蔵野台テニスコート照明灯改良工事</li> <li>○第53回東京都公民館研究大会の開催（市民会館大ホール）</li> </ul>

年度	福生市教育委員会の主な取組
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○体育館非構造部材落下防止対策工事の実施（二小）</li> <li>○小学校における特別支援教室設置</li> <li>○福生第六小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置</li> <li>○市内小学校第3学年児童への個別学習用タブレット端末の貸与の開始</li> <li>○日本の伝統・文化理解教育推進事業、オリンピック・パラリンピック教育推進校事業、学カステップアップ推進地域指定事業、英語教育推進地域事業、道徳教育推進校事業、スーパーアクティブスクール事業、安全教育推進校事業の取組</li> <li>○小学校第5学年宿泊行事の開始</li> <li>○福生市立学校の学力向上策（第2次）の策定</li> <li>○「福生市特別支援教育プログラム」の作成</li> <li>○防災食育センター（新学校給食センター）の完成による中学校完全給食・食物アレルギー対応給食の開始</li> <li>○青少年海外派遣事業に代替するふっさっ子グローバルヴィレッジ事業の開始</li> <li>○総合型地域スポーツクラブの設立</li> <li>○公民館開館40周年記念式典、シンポジウムの実施（市民会館小ホール）</li> <li>○市民会館の長寿命化改修等の調査の実施</li> </ul>
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育広報「福生の教育」において、視覚障害者向けにデージー方式での提供の開始</li> <li>○小学校防音機能復旧（復機）工事の実施（三小講堂・五小校舎）</li> <li>○福生第一中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置</li> <li>○教員の働き方改革に関連した、学校経営補佐嘱託員、副校長補佐嘱託員、スクール・サポート・スタッフ*の配置など、学校マネジメント強化事業の実施</li> <li>○小学校の普通教室等に校内LANの整備、パソコン教室のノート型パソコンをタブレット型端末へ更新</li> <li>○オリンピック・パラリンピック教育推進校事業、安全教育推進校事業、道徳教育推進校事業、スーパーアクティブスクール事業、プログラミング教育推進校事業の取組</li> <li>○福生市立学校における働き方改革推進計画の策定</li> <li>○放課後学習支援の拡大</li> </ul>
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2次ふっさっ子未来会議を開催し、学校教育から社会教育に至るまでの幅広い分野での検討の開始</li> <li>○福生第三小学校増築事業の実施</li> <li>○小学校防音機能復旧（復機）工事の実施（五小講堂）</li> <li>○専門的知識を有する部活動指導員の配置</li> <li>○プログラミング教育推進校事業、持続可能な社会づくりに向けた教育推進校事業、オリンピック・パラリンピック等教育推進事業、国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上事業の取組</li> <li>○中学校の普通教室等に校内LANの整備、パソコン教室のノート型パソコンをタブレット型端末へ更新</li> <li>○扶桑会館の移転及び指定管理者制度*の導入</li> <li>○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会機運醸成事業の取組</li> <li>○市営競技場改良事業の取組</li> <li>○市民会館舞台装置等改良事業の実施</li> <li>○立川市図書館との相互利用の開始</li> </ul>



## (2) 外部評価者からの主な意見

福生市教育委員会では、その権限に属する事務について、外部評価者からの点検・評価を受けています。本計画の策定にあたり、毎年度実施してきた事務事業に関わる点検・評価も参考にこれまでの取組を総括しましたので、主な要旨を掲載します。

### 《主な意見（要旨）》

- ・ 公教育の置かれた条件下で学力向上に向けてさまざまな取組がなされていることを評価したい。
- ・ 今後は、基礎学力の差が広がる前の就学前から小学校低学年までの時期に着目し、この時期に学習習慣を身につけさせ、学ぶことの楽しさ、達成感を体感し、意欲を高める試みが重点的になされることが望ましい。
- ・ 協調性、意欲、計画性などの非認知能力は、社会で生きていく本質的な力であり、学力向上とのバランスをとって教育活動において配慮されるべきである。
- ・ 研究指定校、モデル校等の成果を他の学校に普及・啓発・定着させるように図ってほしい。
- ・ 既存の調査結果、データを保管するだけでなく、現状把握や詳細な分析によって施策に役立て、よりよい施策へと変えていく新しい工夫や改善に向けた取組を試みて欲しい。
- ・ 新たに地域の人材を育成していくことが重要となる。新しい住民を地域社会に参画させる学習活動の企画や、各種調査で公民館での学習希望の高いとされる専業主婦や退職者などに対する学習機会の提供など、地域社会の基盤を頑強にするためのまちづくりの一環として、地域における学習活動を推進すべきである。

### (3) 前計画の振り返りについて

教育を取り巻く社会情勢や毎年の点検・評価における外部評価者からの意見を踏まえ、本計画の策定に向け現状と課題を明確にしました。前計画の基本方針ごとにまとめた主な内容は次のとおりです。

#### 基本方針 1 子どもたちの「生きる力」の育成

基礎的な知識・技能の定着と思考力・判断力・表現力等の向上をさらに推し進めるとともに、就学前から円滑な接続を強化し、データに基づくきめ細やかな指導を充実させ、個を伸ばす教育を充実させることが必要です。

#### 基本方針 2 信頼される学校づくりの推進

多くの役割が学校に求められるようになってきていることから、改訂された学習指導要領にある「社会に開かれた教育課程」の実現という理念のもと、家庭や地域の人々とともに子どもを育てていくという視点に立って、地域に根ざした特色ある教育活動を行うことが求められています。

#### 基本方針 3 生涯学習社会の推進

人生 100 年時代を見据え、全ての人々が学び直しなど、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、公民館や図書館を活用し、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築等を推進していくことが必要です。

#### 基本方針 4 地域の教育力の向上

家庭・地域・学校が相互に連携・協力することにより、地域で子どもを育てる機運が高まるよう、地域社会との様々な関わりを通じて、子どもたちが安心して活動できる居場所づくりを進め、これからの時代に必要な力や、地域への愛着と誇りを子どもたちに育成する必要があります。

## 4 福生市の教育が目指す目標

福生市教育委員会は、福生市の基本構想として掲げる「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」を実現するため、今後10年間の目指すべき教育の姿として次の目標を掲げます。

- 子どもたちの「確かな学力」、「豊かな人間性」及び「健康・体力」を基礎とする「生きる力」をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、  
互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間  
社会の持続的な発展に貢献できる人間  
主体的に学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間  
を育成する教育を推進する。
- 市民のだれもが、あらゆる機会、あらゆる場所で学び続けることのできる社会の実現を図るため、生涯学習を振興する。
- 教育は、家庭・地域・学校の三者が互いに連携・協力し、責任を果たしてこそ、その成果があがるものとの認識に立って、市民が主体的に参加する地域全体での教育の向上に取り組む社会を目指す。

## 5 計画の基本方針と方向

新計画においては、次の4つの基本方針を基に様々な施策を設定します。

### 基本方針1 子どもたちの「生きる力」の育成と個を伸ばす教育の充実

教育の出発点である就学前教育・保育から遊びを通じた学びに向かう力や道徳心を育成します。また、主体的・対話的で深い学びを通して、自ら課題を見つけ解決していく確かな学力を育むとともに、他者への理解や思いやりを育むため、豊かな人間性を育む道徳教育を推進します。

あわせて、子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会で輝く力を培うため、関係機関との連携をさらに進め、指導・支援体制の強化を行うとともに、変化の激しい社会で自分らしい生き方を実現するためのICT教育や情報活用能力の育成をさらに推進します。

- 1 確かな学力の向上と学びの基礎・基本の定着
- 2 豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進
- 3 一人ひとりのニーズに応じた教育機会の提供
- 4 社会の持続的な発展に貢献する力の育成

## 基本方針 2 教育施策推進のための環境整備

学校経営改革として学校における組織体制や教員の働き方を見直すとともに、専門家など地域の多様な人材を活用した学校教育を支える取組を推進します。

また、子どもたちの質の高い学びの実現と豊かな育ちを支えるため、時代の変化に対応できる長期的な視点をもった施設・設備等の計画的な整備を図ります。

- 1 よりよい学校づくりの推進
- 2 安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実

## 基本方針 3 生涯を通じた学びによる豊かな地域づくり・人づくり

人生 100 年時代を迎えるにあたり、生涯にわたって学び、活躍できるように、学習活動や文化・芸術・スポーツ活動等に参加する機会や環境の充実に取り組みます。

また、福生市の貴重な歴史遺産を後世に残し、伝えていくために、建造物の保存、文化財の調査・保存、伝統芸能や祭事の伝承などを推進していきます。

今後、人とのネットワークを育み、広く強くつながりあえる力を培うことで、地域コミュニティの維持・活性化や地域課題の解決に寄与する「学び」と「活動」の循環の形成を目指します。

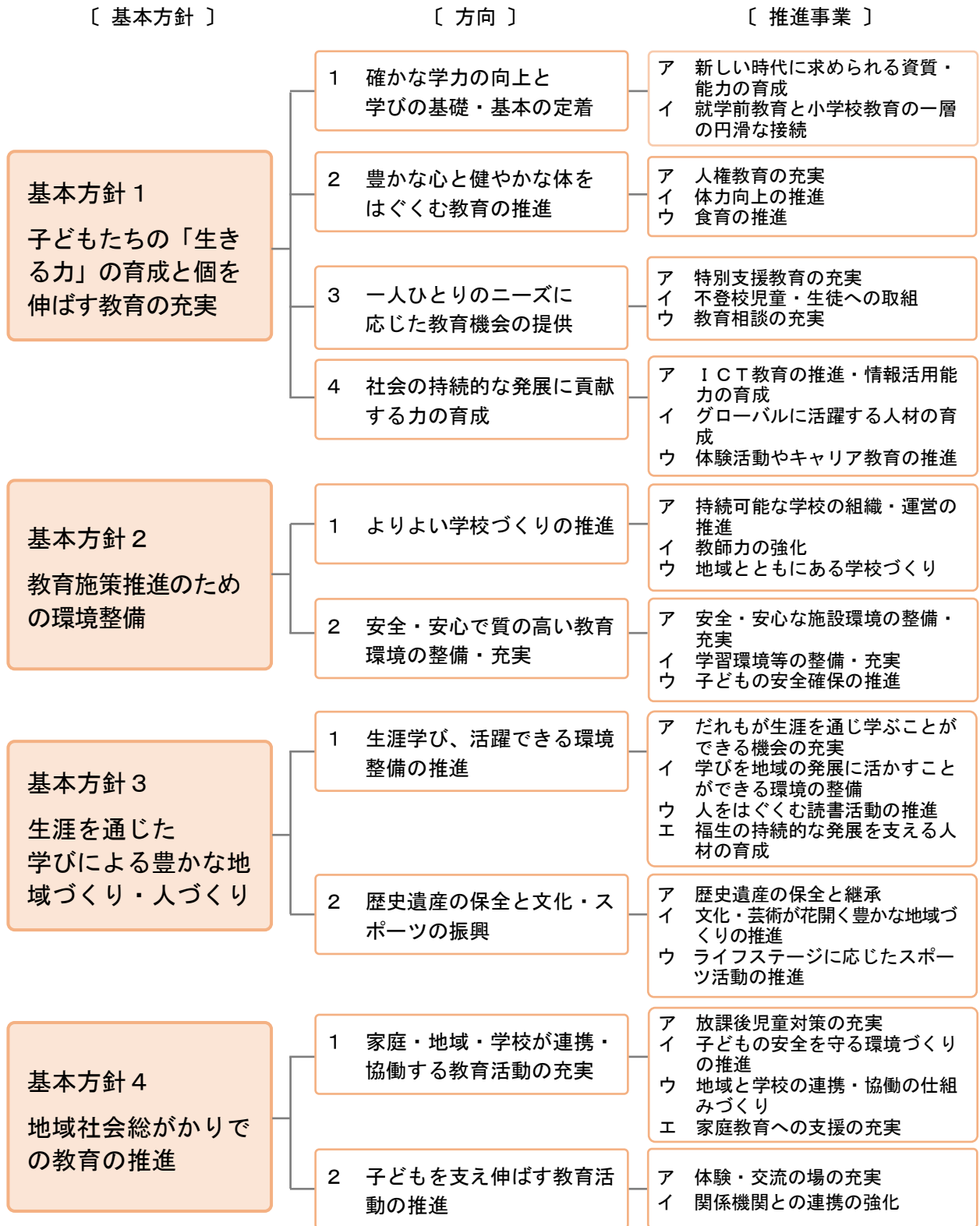
- 1 生涯学び、活躍できる環境整備の推進
- 2 歴史遺産の保全と文化・スポーツの振興

## 基本方針 4 地域社会総がかりでの教育の推進

持続可能な地域づくりを目指して、家庭・地域・学校で、連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築を進めるとともに、子どもたちと他世代の交流を活性化させることで、地域ぐるみで子どもの育ちを支えます。

- 1 家庭・地域・学校が連携・協働する教育活動の充実
- 2 子どもを支え伸ばす教育活動の推進

## 1 施策の体系



## 2 基本方針別の施策の方向性

### 基本方針 1 子どもたちの「生きる力」の育成と個を伸ばす教育の充実

#### 方向 1 確かな学力の向上と学びの基礎・基本の定着

##### ■ “ねらい”と5年後に向けた“指標”

基礎的・基本的な「知識・技能」とともに、課題を解決するために必要な「思考力・判断力・表現力」等をバランスよく身に付け、主体的に学ぶ子どもを育成します。そのために、子どもが自ら課題を発見し、解決できるよう、主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導方法の工夫・改善に取り組むとともに、少人数指導等きめ細かな指導の充実を図ります。

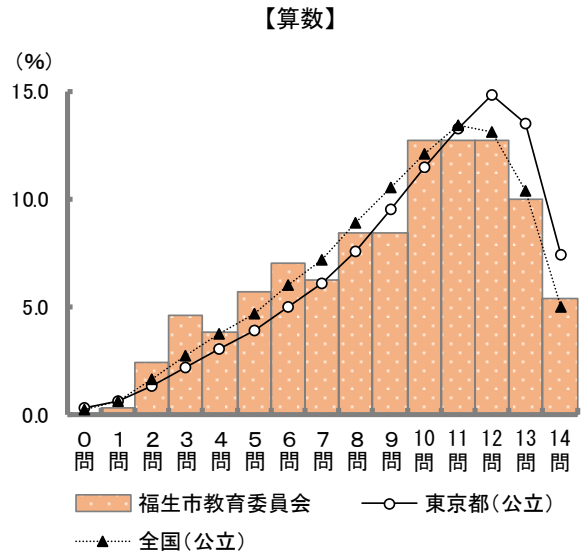
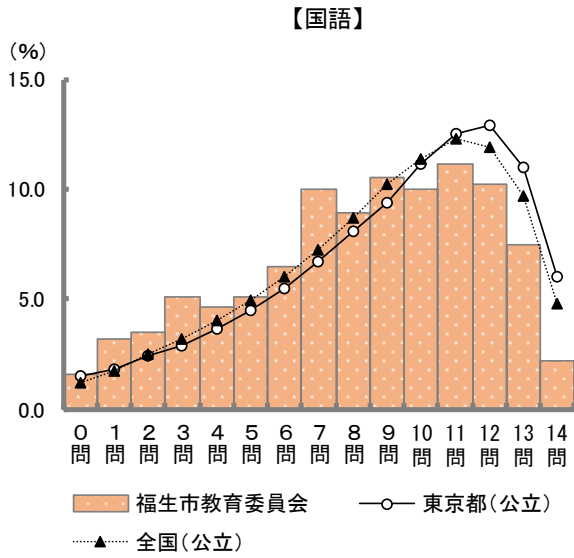
指標	現状値	目標値
「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか。」の質問に肯定的な回答をした割合	小学校 65.8% 中学校 72.6% (令和元年度)	80%
「幼保小で円滑な接続・連携が図られていると思いますか。」の質問に肯定的な回答をした割合	—	80%

※指標の出典根拠は巻末にあります。

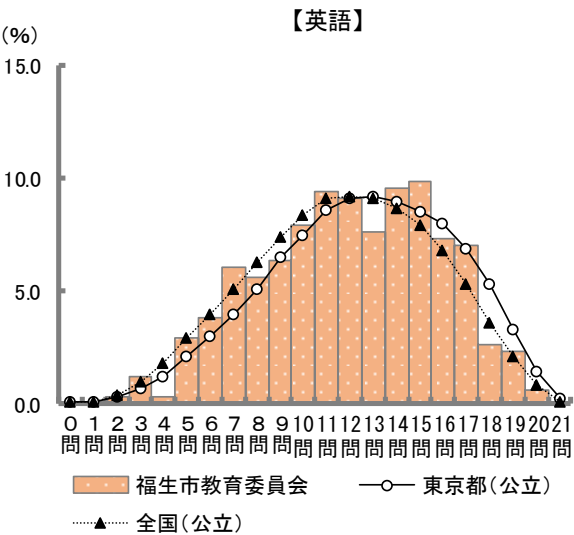
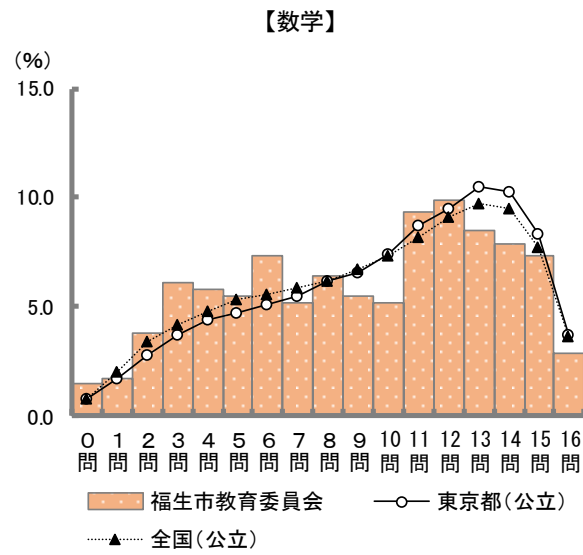
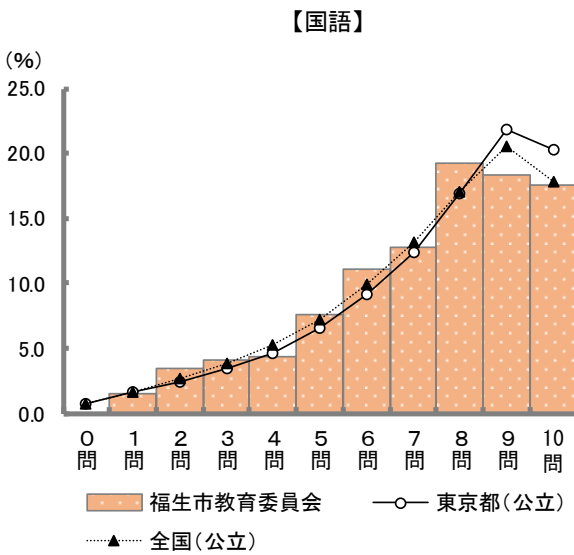
##### ■ 現状と課題

- ・変化が激しく将来の予測が困難な社会において、自分の人生を切り拓いて生きていくためには、生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養の3点が、偏りなく実現できるようにすることが重要です。
- ・全国学力・学習状況調査の結果を見ると、平成 27 年度と比べ平成 30 年度において、全国平均との差が小さくなってきており、課題改善に向けた取組の成果が見られます。今後も、基礎的な知識・技能の定着と思考力・判断力・表現力等の向上を図ることとともに、小・中学校の連続した学びや生活指導・学習指導を充実させることが必要です。
- ・近年、幼児期における教育が、その後の学力や運動能力、大人になってからの生活に与える影響に関する研究が進展しており、読み書きなど、数値化できる認知能力だけではなく、認知能力の土台となる「学びに向かう力（社会情動的スキル\*）」を育むことの重要性が指摘されています。そのため、就学前教育から目標や意欲、興味・関心をもち、粘り強く仲間と協調して取り組む力や挑戦する気持ちなどの「学びに向かう力（社会情動的スキル）」を育むことが必要です。

平成 31 年度全国学力・学習状況調査 調査結果概況 小学校正答数分布グラフ



平成 31 年度全国学力・学習状況調査 調査結果概況 中学校正答数分布グラフ



## ■ 推進事業

### ア 新しい時代に求められる資質・能力の育成

子どもたちが、基礎的な知識・技能を習得するとともに、習得した知識・技能と既存の知識を組み合わせ、社会における様々な場面で主体的に判断し、他者と協働して課題を解決していくことができる力を育むため、各教科等の指導に当たっては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進します。

また、児童・生徒の発達段階に配慮した授業を行うため、既存の補助員配置を見直したり、全学校で全ての児童・生徒に分かりやすい授業を目指したりするなど、子どもたちの学習に対する支援の充実を目指します。

さらに、学力テストの結果のデータ分析等を基に、児童・生徒一人ひとりの学力の伸びを分かりやすく示すことにより、児童・生徒の学習意欲の向上につなげます。

### イ 就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続

就学前において、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、小学校低学年では、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に学びに向かうことができるようにすることが重要です。幼児期において遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割を設定するなど、指導方法や指導計画を工夫します。

また、小学校生活に適應できない「小1プロブレム」に対応し、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、市内の幼稚園・保育所と小学校が十分に連携できるようにしていきます。

## ■ 主な取組

- ・新学習指導要領の確実な実施
- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進
- ・「全国学力・学習状況調査」の実施と活用
- ・東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施と活用
- ・福生市学力・学習状況調査の活用
- ・「授業改善推進プラン」の作成と活用
- ・スクールアシスタントティーチャーの配置
- ・幼保小連携推進委員会の実施



## 方向2 豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進

### ■ “ねらい”と5年後に向けた“指標”

子どもたちが積極的に自分の未来を切り拓いていくために、相手の考えや気持ち、立場などを想像し、積極的にコミュニケーションをする能力や思いやりのある豊かな人間性、自分のよさを肯定的に捉えるための自尊感情や自己肯定感を育成します。

また、子どもたちが健やかな体をつくり、健康で安全な生活を送ることができるよう、体力の向上を図るとともに、食育の推進や安心して安全な学校給食の提供に努めます。

指標	現状値	目標値
「自分にはよいところがあると思いますか。」の質問に肯定的な回答をした割合	小学校 73.6% 中学校 74.6% (令和元年度)	80%
体力テストの体力合計点の平均点において東京都平均を上回る学年の割合	男子 8 / 9 女子 8 / 9 (令和元年度)	男子・女子ともに 9 / 9
年間の学校給食提供回数に対する地場産物の使用割合	53% (平成30年度)	58%

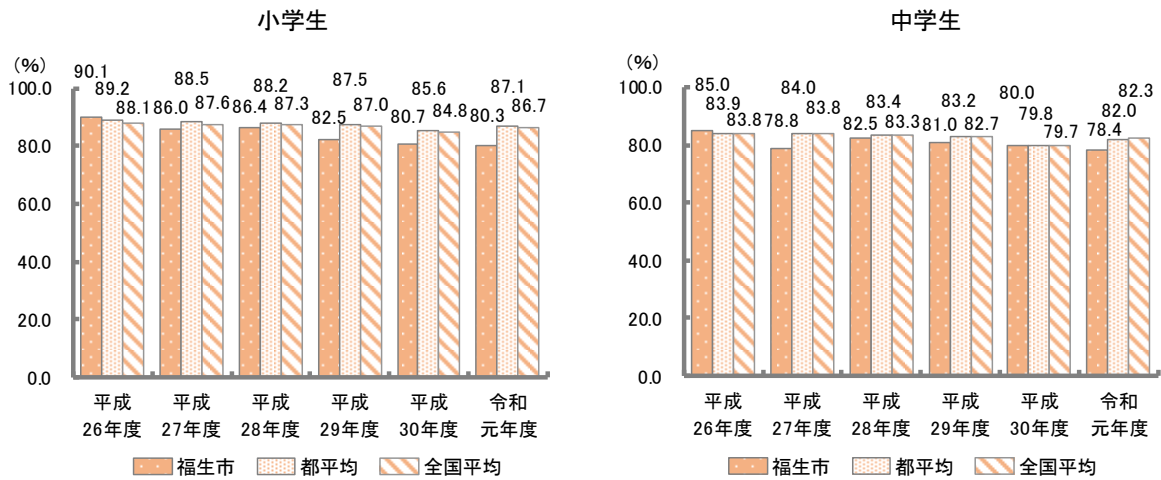
※指標の出典根拠は巻末にあります。

### ■ 現状と課題

- ・子どもたちの生活習慣の乱れや規範意識の低下、人間関係の希薄化が指摘されています。また、他者との人間関係をつくることが不得手になっている子どもが増え、そのことがいじめや不登校などの問題の一因になっています。
- ・このような中で、子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む必要があります。
- ・これまで、福生市では、いじめ防止等の対策を一層充実させるため「学校いじめ対策委員会」の設置や「福生市いじめ防止対策基本方針」の策定等を通して、学校全体による組織的な対応を推進してきました。
- ・今後は、児童・生徒同士が主体的に話し合い、解決に向けて行動できるようにするための取組を充実させるとともに、スクールカウンセラー\*やスクールソーシャルワーカー\*等との連携などにより、一人ひとりの教育ニーズの把握と児童・生徒に対する支援体制の強化を図ることが必要です。

- ・全国的に児童・生徒の体力は、昭和 60 年頃と比較すると、低い水準となっています。全国的な体力の低下傾向は、児童・生徒の日常の生活における活力にも影響を及ぼすことが懸念されます。福生市においては、体力テストの体力合計点は東京都と比べ高いものの、課題となる種目もあるため、今後も、体力向上に向けて、児童・生徒の運動に対する意欲を高めるための取組が一層推進されることが求められます。
- ・全国学力・学習状況調査結果を見ると、朝食を毎日食べている児童・生徒は平成 26 年度に比べ減少しており、特に小学校では、10 ポイント近くの減少が見られます。望ましい生活習慣や規律のある生活習慣の確立に向けた、健康で充実した生活を送るための力を育む教育が重要です。児童・生徒が食についての正しい理解を深め、望ましい食習慣を身に付けることで、生涯にわたり通用する食生活習慣を育む食育を推進する必要があります。

『朝食を毎日食べていますか。』に『している』と答えた割合



資料：全国学力・学習状況調査結果

## ■ 推進事業

### ア 人権教育の充実

人権尊重の理念を広く定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすために、「人権教育プログラム」の活用や、人権教育推進拠点校の成果等を基に、児童・生徒に人権尊重の理念を定着させるための人権教育を推進します。

組織的な指導体制の構築や家庭・地域との連携を推進するため、「人権道德教育推進委員会だより」を作成し、全保護者に配布するなど、家庭・地域の理解促進を図ります。

また、平成30年3月に改定した「福生市いじめ防止対策基本方針」に基づき、いじめを生まない、許さない学校づくり、そして家庭、地域、学校及び教育相談室等の関係機関が緊密に連携して未然防止や早期発見・早期対応に向けた取組を実施していきます。

### イ 体力向上の推進

児童・生徒が、生涯にわたって知・徳・体のバランスのとれた成長ができるよう健康の保持増進や体力づくりに努め、心身の健康づくりを推進します。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催をきっかけとした、運動・スポーツへの機運の高まりを活かして、体育の指導の充実を図ります。「福生市立学校の体力向上策」に基づき、福生市長縄大会の開催、福生市体力テスト記録表の活用等を通して、子どもたちの体力の向上に努めます。

また、部活動指導員を配置するなど、地域の力を活かして、部活動の指導力の向上を図ります。

### ウ 食育の推進

全国学力・学習状況調査結果から見られる子どもたちの朝食欠食率の増加傾向に歯止めをかけるため、食育を通じた生活リズムの乱れの是正を図ります。

また、日本の四季を伝える行事食や文化・風土を伝える郷土料理などの和食を中心とした給食やアレルギー等の疾患への対応など、防災食育センターを活用した、食育への関心を高める取組を推進します。

## ■ 主な取組

- ・ 人権・道徳教育推進委員会の開催
- ・ 人権・道徳教育推進委員会だよりの作成・配布
- ・ いじめ防止標語やSNSふっさっ子ルールを活用
- ・ SOSの出し方に関する教育の推進
- ・ 教育相談の一層の充実
- ・ 福生市長縄大会の実施
- ・ 部活動指導員の配置
- ・ 地場産物の使用



防災食育センターでの食育の様子

## 方向3 一人ひとりのニーズに応じた教育機会の提供

### ■ “ねらい”と5年後に向けた“指標”

インクルーシブ教育システム\*の構築を見据えながら、「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進し、発達障害を含む子ども一人ひとりの自立と社会参加に向けた効果的な指導・支援の充実を図るために、授業のユニバーサルデザイン化、少人数指導、個別指導など、多様な指導方法を工夫します。さらに、関係機関や専門家との連携、協力、校種間の円滑な引き継ぎを行い、発達段階の連続性を大切にした支援体制や相談体制の充実に努めます。

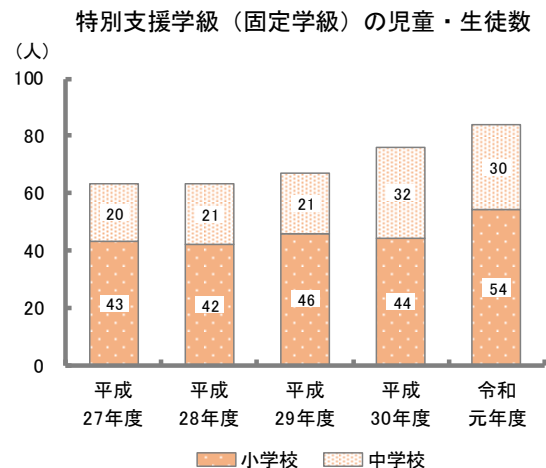
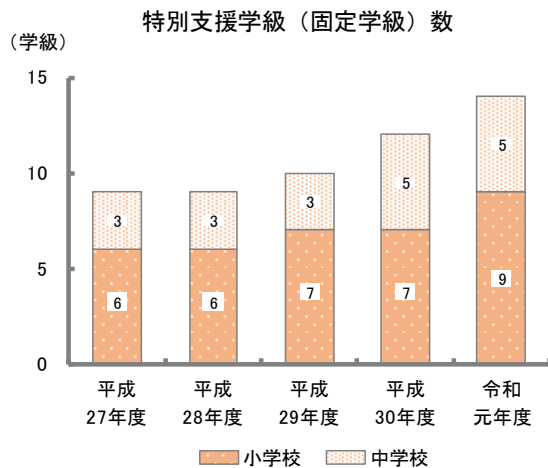
指標	現状値	目標値
就学支援シートの提出率	3.6% (平成30年度)	8.6%

※指標の出典根拠は巻末にあります。

### ■ 現状と課題

- ・特別支援教室や特別支援学級、通級指導学級に在籍する児童・生徒数は、年々増加しており、特別な支援を必要とする児童・生徒からのニーズが高まっています。福生市では、「福生市特別支援教育推進計画第二期・第一次実施計画」に基づき、「福生市特別支援教育プログラム」を作成するなど、市内小・中学校の全教員の特別支援教育への理解を促進してきました。
- ・現在、小・中学校の通常の学級にも特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍しており、早い時期から切れ目のない支援をしていくことが重要です。
- ・特別支援学級の指導内容・指導方法を工夫できるよう、教員の専門性の向上を図ることも必要です。
- ・不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応については、最大限の努力をしてきたものの、依然として不登校出現率は高い状態にあります。国において、不登校児童・生徒への教育機会の確保が示され、従来の学校適応支援室\*（そよかぜ教室）での対応だけでなく、その実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行うなど、不登校児童・生徒に対する多様で適切な教育機会の確保が必要です。

- ・今後、悩みをもった児童・生徒が、より支援を受けやすい環境づくりを進めていくことが必要です。近年、福祉的な関わりを求めるケースも増えており、スクールソーシャルワーカーと連携し、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への適切な働きかけを行う必要があります。



## ■ 推進事業

### ア 特別支援教育の充実

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して生きていく力を培えるよう、令和3年度に「福生市特別支援教育推進計画第二期・第二次実施計画」を策定します。

また、令和2年度から、全中学校に特別支援教室を開設することに伴い、福生市の全ての教員が教科等の指導において、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導や支援ができるよう、小・中学校における特別支援教育の一層の充実を図ります。

### イ 不登校児童・生徒への取組

「福生市立学校の不登校総合対策」に基づき、「長期欠席児童・生徒個別支援カルテ」を活用し、児童・生徒の実態に応じた個別支援を充実させ、不登校傾向の児童・生徒に対し、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問や登校支援を実施したり、各学校における校内委員会に出席し情報共有を行うとともに、対応策についての助言等を行い、不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応に取り組めます。また、独自の教育課程を編成し、不登校生徒の教育ニーズに沿った、不登校特例校分教室\*を開設し、新たな教育機会を提供します。

## ウ 教育相談の充実

特別な支援の必要性や不登校等の悩みを抱える児童・生徒、保護者への適切な支援に向けて、人材確保や各職員のスキルアップ、職員同士の連携強化を通じて、持続可能な教育相談体制の構築を図ります。また、学校や学校適応支援室（そよかぜ教室）と連携し、悩みを抱える児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた支援の提供や個別指導の充実等を通じて、不登校の解消に向けた支援の充実を図ります。さらに、就学相談について、学校、幼稚園・保育園及び関係機関と連携し、一人ひとりの状況・特性を見取りながら適切な就学に繋がります。

### ■ 主な取組

- ・ 特別な支援を必要とする児童・生徒への合理的配慮の提供
- ・ 知的障害特別支援学級及び情緒障害特別支援学級の指導内容の充実
- ・ 福生市特別支援教育推進計画第二期・第二次実施計画の策定
- ・ 不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応
- ・ スクールソーシャルワーカーの活用
- ・ 不登校特例校分教室の充実
- ・ 切れ目のない相談支援が受けられる体制の整備
- ・ 専門家による定期的な巡回教育相談支援体制の整備
- ・ 学校・幼稚園・保育園及び関係機関と連携した就学相談の実施



## 方向4 社会の持続的な発展に貢献する力の育成

### ■ “ねらい”と5年後に向けた“指標”

これからの社会を生きていく子どもたちには、身に付けた知識等を活用し、自ら課題を発見・解決する力や、新たな価値を創造する力が求められます。子どもたちの情報活用能力の向上や適切な情報モラルの理解を図るとともに、習得、活用、探究という学習過程の中で、子どもが自ら興味をもてるような授業づくりに向けて、探究的な学習の充実を図ります。

指標	現状値	目標値
「児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり、目的に応じた情報や信頼できる情報を選択できるように指導する。」の質問に肯定的な回答をした割合	63.7% (平成30年度)	70%
中学校第3学年のCEFR* : A1上位(英検3級程度)以上の割合	—	50%
「人の役に立つ人間になりたいですか。」の質問に肯定的な回答をした割合	小学校 91.6% 中学校 91.6% (令和元年度)	95%

※指標の出典根拠は巻末にあります。

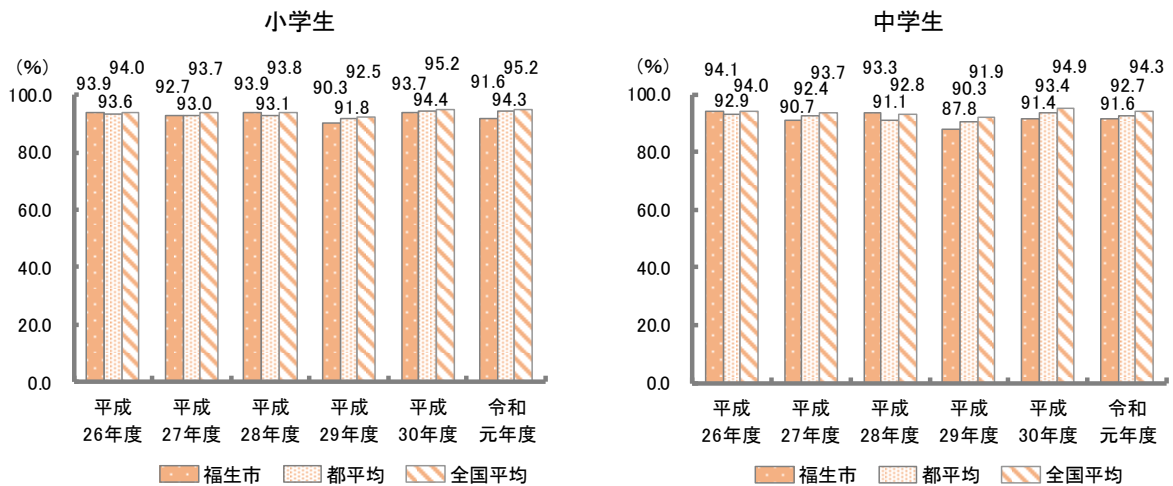
### ■ 現状と課題

- ・今後、技術革新はさらに加速し、第四次産業革命ともいわれる人工知能(AI)、ビッグデータ\*、Internet of Things(IoT)等の先端技術の進展により、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会(Society5.0\*)が到来すると予想されています。このような技術革新や社会の変化が加速する中、予測のつかない未来を生き抜き、活躍できる人材の育成が求められています。
- ・こうした技術革新に対応する人材を育てるためには、あらゆる情報の中から必要な情報を読み取り、進歩し続ける技術を使いこなすことができるような取組を推進することが求められます。
- ・福生市では、平成28年2月に福生市英語教育推進計画を策定し、他市に先駆けて英語教育の充実に取り組み、小学校教員への英語教育研修や、実用英語技能検定の公費実施、ALT\*(外国語指導助手)の全校配置など、英語教育を推進してきました。学習指導要領の改訂を受け、小学校第5・6学年の英語の教科化等、全国的には英語教育の大きな変化が予想される中、教員に英語教育へのさらなる理解促進を図る必要があります。



- ・子どもには将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。そのため、学校の特色や地域の実情を踏まえつつ、子どもの発達の段階に応じたキャリア教育をそれぞれの学校で取り組んでいくことが重要です。

『人の役に立つ人間になりたいと思いますか。』に肯定的な回答をした割合



資料：全国学力・学習状況調査結果

## ■ 推進事業

### ア ICT教育の推進・情報活用能力の育成

児童・生徒が協働する学びや、一人ひとりの能力や、適性に応じて個別最適化された学びなどにICT機器を効果的に活用します。また、情報と情報手段を主体的に選択し、活用していくための基礎的な資質を育成するため、ICT機器や学校図書館などを活用した学習活動を充実します。

身に付けた知識等を活用し、課題発見・解決能力や新たな価値を創造する力など、科学的に探究する力を伸ばすことができるような取組を推進します。同時に児童・生徒の理科、ものづくりへの関心や、情報活用能力などを高めるための授業を推進します。

## イ グローバルに活躍する人材の育成

グローバル化が進む社会で子どもたちが生き抜くために、英語によるコミュニケーション能力をはぐくむ教育を中心とした、生きた英語の身に付く授業に取り組みます。授業時間だけでなく、休み時間や給食の時間においてもA L Tを活用するなど、英語教育の充実を継続して実施します。また、自分のよりどころとなる日本や福生の伝統・文化に親しみながら、豊かな感性や情操を愛する態度を育てます。

## ウ 体験活動やキャリア教育の推進

児童・生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識をもち、進路を主体的に選択できる能力や態度を身に付けることができるよう、勤労観、職業観の育成に努めます。また、社会人・職業人として自立し、社会の変化に対応できるよう、地元企業等と連携し、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

### ■ 主な取組

- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進（再掲）
- ・ 小学校におけるプログラミング教育の円滑な実施
- ・ 学びの個別最適化・協働化の推進
- ・ スタディ・ログ等を蓄積した学びのポートフォリオの活用
- ・ 学校司書を活用した学校図書館の充実
- ・ 理科教育支援員の配置
- ・ A L Tの活用
- ・ 英語に関わる能力検定の公費実施
- ・ 小学校社会科副読本の活用
- ・ 職場体験の実施
- ・ 社会科見学、体験型学習の実施



I C Tを使った授業の様子

## 基本方針 2 教育施策推進のための環境整備

### 方向 1 よりよい学校づくりの推進

#### ■ “ねらい” と 5 年後に向けた “指標”

子どもたち一人ひとりの個性や能力、可能性を伸ばし育てるため、様々な教育課題に適切に対応できるよう、授業力や多様な教育課題への対応力等、教員の資質と実践的指導力の向上に取り組むとともに、教員業務の見直し、専門家や地域人材の活用など、校務の効率化を図り、教員が児童・生徒とじっくり向き合える体制を整備します。

指標	現状値	目標値
週当たりの在校時間が60時間以上の教員の割合	小学校 37.4% 中学校 68.2% (平成30年2月東京都教育委員会「学校における働き方改革推進プラン」)	0%
「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、わかるまで教えてくれていると思いますか。」の質問に肯定的な回答をした割合	小学校 88.7% 中学校 79.0% (令和元年度)	90%

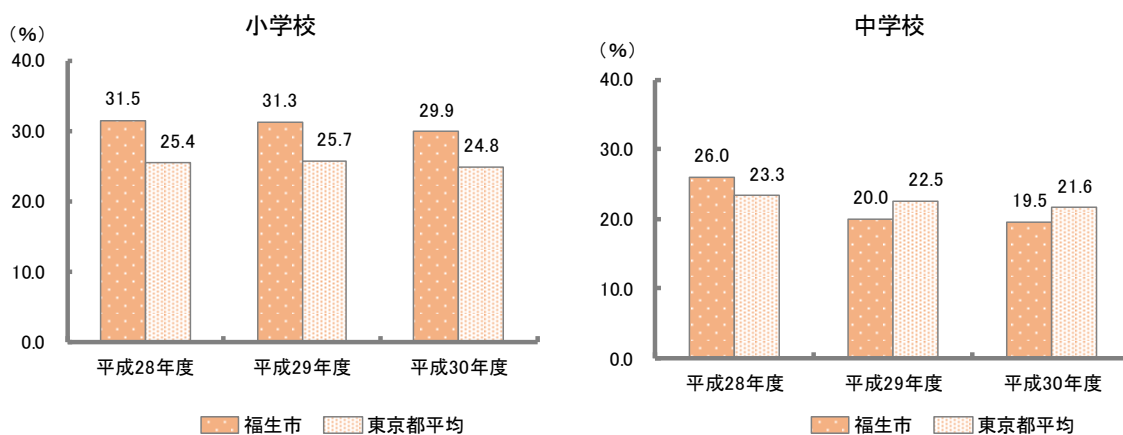
※指標の出典根拠は巻末にあります。

#### ■ 現状と課題

- ・国や東京都の調査において教員の長時間勤務が指摘されていることから、教員の業務の負担軽減等の方策について検討することが求められています。福生市においては、平成31年2月に福生市立学校における働き方改革推進計画を策定し、「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする」という目標を掲げ、在校時間の適切な把握や業務改善に取り組むこととなっています。
- ・学校において教員は、学習指導や生活指導等の幅広い業務を担い、児童・生徒の状況を総合的に把握して効果的な指導を行っています。今日、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、さらに、新たな課題として新学習指導要領への対応なども求められている中、時代に即した新たな教育を実践していくためには、教員が学び続けようとする活動をしっかりと支えていくことが重要です。

- ・経験の浅い 30 歳以下の教員が全体の4分の1程度を占める状況が続き、教育の直接の担い手である教員の資質・能力の向上を図ることが重要です。
- ・新学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」を実現することが求められています。学校は、コミュニティ・スクール等を通じて、家庭や地域へ積極的に情報提供するとともに、学校評価を通して学校運営の成果や課題の共通理解を図り、その結果を広く公表し、保護者や地域住民の学校運営についての理解を深め、家庭・地域との連携及び協働を進めていく必要があります。

教員の年齢分布（30歳以下の教員の割合）



資料：東京都「教員年齢分布」調査

## ■ 推進事業

### ア 持続可能な学校の組織・運営の推進

「福生市立学校における働き方改革推進計画」に基づき、在校時間の適切な把握や働き方改革に向けた意識改革を推進します。教員業務の見直しを図り、スクール・サポート・スタッフ等の配置により、負担の軽減も図ります。

また、「福生市教育委員会部活動の在り方に関する方針（平成 31 年 4 月 1 日）」に基づき、部活動の指導における教員の負担の軽減を図り、部活動指導員の活用を推進します。

## イ 教師力の強化

教員には、子どもたち一人ひとりの個性や能力、可能性を伸ばし育てるとともに、様々な教育課題に適切に対応できるよう、資質向上に努めることが求められています。このため、授業力や多様な教育課題への対応力等、教員の資質と実践的指導力の向上に取り組めます。

また、各校において、中核となって活躍する管理職を若手教員のうちから計画的に育成するため、若手からミドルリーダー層に至るまでの教員に学校マネジメント能力の育成を図る研修を体系的に実施します。

## ウ 地域とともにある学校づくり

学校が保護者や地域の方々の理解と参画を得て、創意工夫しながら特色ある教育活動に取り組めるよう、コミュニティ・スクール等を一層充実させます。

学校関係者評価を導入した分かりやすい学校評価制度の確立により保護者や地域住民の学校教育への参加促進や、学校だよりやホームページ等を活用した積極的な情報配信により、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指していきます。

### ■ 主な取組

- ・ 福生市立学校における働き方改革推進計画の推進
- ・ 新学習指導要領の適切な実施に向けた教員研修の充実
- ・ 教育管理職の確保に向けた若手教員、中堅教員へのマネジメント研修の充実
- ・ スクール・サポート・スタッフ等の配置
- ・ 部活動指導員の活用
- ・ コミュニティ・スクール、学校支援地域組織等の充実による社会に開かれた学校づくりの推進



地域と連携した活動の様子

## 方向2 安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実

### ■ “ねらい”と5年後に向けた“指標”

良好な教育環境の整備を進め、長寿命化等の施設の計画的な維持管理を行い、快適な学習・生活空間を確保するとともに、子どもたちが事故等に巻き込まれないよう、地域とともに、子どもの安全・安心の取組を進めます。

指標	現状値	目標値
学校の空調設備の更新の実施割合	15% (令和元年度)	62.5%
教育用コンピュータ1台当たりの児童・生徒人数	小学校 3.40人/台 中学校 8.85人/台 (令和元年度)	小・中ともに 1人/1台 (国の目標値)
見守り員の配置により、児童の通学が安全になったと思う保護者の割合	97.6% (令和元年度)	100%

※指標の出典根拠は巻末にあります。

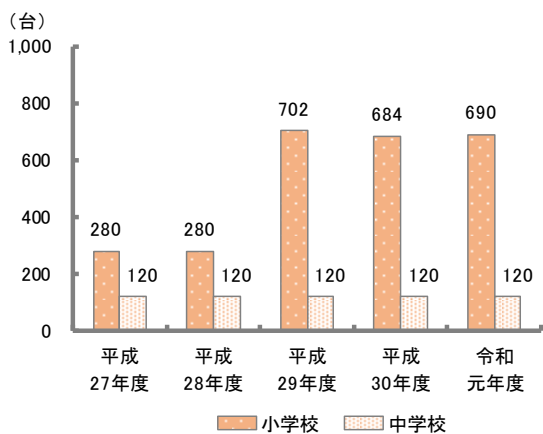
### ■ 現状と課題

- ・多様化・高度化する教育課題への要請に応えるためには、保護者や地域住民の意向を踏まえた教育環境を整備し、安全・安心な施設整備を進めていくことが求められています。平成26年4月、国は全国の自治体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。これを受け、福生市では、長期的な視点をもって複合化・集約化・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした「福生市公共施設等総合管理計画」が策定されています。この計画のもと、現在の学校施設・社会教育施設の劣化状況を踏まえ、関係部署等と連携、調整をしながら、今後の各施設の整備方針等を考えていく必要があります。
- ・現状の通学区域は原則町会単位で指定しているため、遠方の学校が指定校となる例もあることから、地域の実情に応じた指定校となるよう、学区域を再検討する必要があります。
- ・情報活用能力の育成や主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善等のため、ICT環境を整備していくことも求められています。

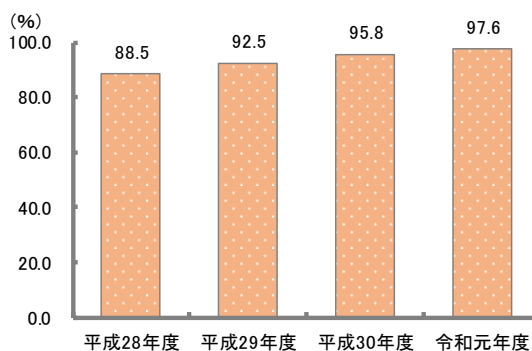


- ・福生市では、小学校第3学年の児童にタブレット機器を貸与し、また、各パソコン教室を整備してきました。国は、令和5年度までに「GIGAスクール構想\*の実現」に向けた、児童・生徒1人1台の端末の整備を目標値に掲げていますが、福生市はその目標値に届いておらず、今後もICT機器の整備が必要です。また、教員の負担を軽減するためのICT機器の整備も急務となっており、それに伴う教員のICT機器活用能力の向上のための研修、情報セキュリティ対策も求められています。
- ・全ての子どもが自らの可能性を伸ばし、未来に夢をもって生きていくには、教育を受ける機会の均等を図ることが重要であり、引き続き、保護者負担の軽減事業を継続する必要があります。また、学校備品の老朽化も進んでいるため、教材・教具及び学校図書館の蔵書や楽器等の備品の充実を図る必要があります。
- ・平成27年度より通学路見守り員の各小学校への配置や、通学路防犯カメラを市内全小学校区に設置するなど、登下校時の安全確保に取り組んでおり、一定の効果がみられています。引き続き、家庭・地域・学校が連携して子どもを見守る取組を継続していく必要があります。

学習用PC等配備台数 児童・生徒使用端末



通学路見守り員の配置により、児童の通学が安全になったと思う保護者の割合



## ■ 推進事業

### ア 安全・安心な施設環境の整備・充実

既存の教育施設について、建物の現状を踏まえ、適切な保守・維持管理を行うことで、安全で安心な施設環境を維持していきます。

「福生市公共施設等総合管理計画」や「福生市立地適正化計画」、「福生駅西口地区公共施設整備基本計画」など、福生市の公共施設再編を考える上でベースとなる様々な諸計画との整合性を図りながら、学校施設・社会教育施設の今後の在り方について検討します。

特に学校施設においては、今後策定される「個別施設計画（仮）」に掲げる「公共施設再配置基本方針」に基づく学校施設を核とした公共施設の複合化・集約化等の検討を関係部署等と連携して進めていきます。

### イ 学習環境等の整備・充実

学校では、現在、教員に1人1台校務支援システムを導入した端末を配備していますが、より利便性を図るため、校内だけでなく、学校間及び教育委員会ネットワークを導入し、質の高い授業ができるよう、情報連携等の推進を図ります。また、新しい時代に向けた学校教育では、プログラミング的思考を養うプログラミング教育やQRコード等の付いた教科書に対応できるよう、学習用タブレット端末の導入促進を図ります。

さらに、経済的な理由などにより就学が困難な子どもに対して、学習の機会を保障するとともに、学校の図書や教育用備品についても、児童・生徒数が減少しても一定の水準を保つ必要があるため引き続き整備していきます。

また、児童・生徒の安全・安心な通学のために、一部学区域の見直しについて、「福生市公共施設等総合管理計画」や、今後策定される「個別施設計画（仮）」に掲げる「公共施設再配置基本方針」等と整合性を図りながら、関係部署と連携して進めていきます。



## ウ 子どもの安全確保の推進

引き続き、通学路見守り員の配置や通学路点検を行い、子どもの安全確保に努めるとともに、家庭・地域・学校と連携して、児童等の登下校の安全を確保する体制の充実に取り組めます。

また、いつ、どのような規模で発生するか予測がつかない地震・大雨などの自然災害、交通事故や不審者等の危険に対して、自分を守る適切な行動を取ることができるよう、学校において発達段階に応じた避難訓練やセーフティ教室などの安全教育を行います。

### ■ 主な取組

- ・ 教育施設の整備・再配置の検討
- ・ 学校 I C T 推進計画に基づく取組の推進
- ・ 学校教育に必要な備品の整備
- ・ 就学援助費支給事業等による保護者負担の軽減
- ・ 通学路見守りボランティアや通学路見守り員の配置



I C T 機器を使った授業に関する研修の様子

## 基本方針3 生涯を通じた学びによる豊かな地域づくり・人づくり

### 方向1 生涯学び、活躍できる環境整備の推進

#### ■ “ねらい”と5年後に向けた“指標”

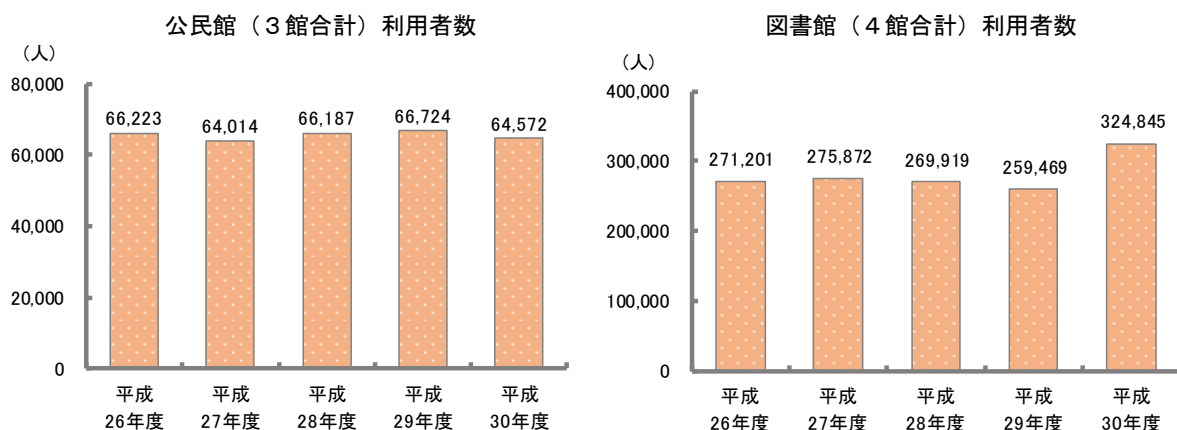
それぞれのライフステージや特性に応じた学習ニーズに応え、学びの機会を充実させるとともに、学びにより得た知識や技能を地域で活かすことにより、地域に活力を生む生涯学習社会を推進します。

指標	現状値	目標値
公民館の年間利用者数	64,572人 (平成30年度)	66,750人
図書館の年間利用者数	324,845人 (平成30年度)	354,000人

※指標の出典根拠は巻末にあります。

#### ■ 現状と課題

- ・急速な都市化・少子高齢化が進展し、単独世帯が増加するなど、ライフスタイルの多様化に伴い、学びのニーズや動機等も変化しています。年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが、いつでも、生涯を通じて自らの人生を設計し、活躍することができるよう、社会の変化に応じた学習機会の充実が期待され、その重要性はさらに高まっていくと考えられます。
- ・ますます複雑化する地域の課題を主体的に解決したり、子どもたちの多様な学びの機会を充実させるためには、地域の人々の力が欠かせません。学びにより得た知識や技能を活かし、地域に活力と相互交流を生む、知的・人的ネットワークの構築と充実が重要です。
- ・高齢化や価値観の多様化、情報化社会の進展等、図書館を取り巻く環境は大きく変化し、市民一人ひとりの個性やニーズ、子どもの発達過程に応じた資料・情報提供の重要性は増しています。増加する外国人や情報弱者に対するサービスの強化も課題となっています。今後さらに、人が知り合い、つながりを形成することができるような、地域の情報拠点としての図書館の機能強化が求められています。
- ・少子高齢化の進展にともない、伝統・文化の分野等では後継者不足が課題となっています。また、地域におけるつながりが薄れ、地域を支える人材は不足し、その再生や育成が急務です。同時に、社会教育に従事する職員の資質・能力の向上も求められています。



## ■ 推進事業

### ア だれもが生涯を通じ学ぶことができる機会の充実

人生100年時代を見据え、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての人の学ぶ意欲を支える機会の充実を図ります。

公民館では、より豊かな生活の実現に向けた課題を見出し、解決することができるよう、現代的・社会的な課題に対応した講座等を実施するほか、学習支援等、市民がつどい、学び合える場として多様な学習機会を提供していきます。

### イ 学びを地域の発展に活かすことができる環境の整備

市民の自主的な学びを支援するとともに、その成果を地域の課題解決や子どもたちの教育に活かすことができる環境づくりとその充実を進めていきます。市民一人ひとりが培ってきた知識や技能を地域に還元し、さらなる学びへの意欲を高めることができる「学び」と「活動」が循環する豊かな地域づくりを推進していきます。

### ウ 人をはぐくむ読書活動の推進

福生市立図書館基本計画及び福生市子ども読書活動推進計画に基づき、家庭・地域・学校・図書館等が連携を取りながら、子どもの興味や関心を尊重しつつ、自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていけるように、家読\*（うちどく）をはじめ、子どもの読書活動を推進します。

また、子どもだけでなく、誰もがいつでも読書に親しみ、心豊かに暮らすことができるよう、生涯にわたって読書に親しむことができる環境を目指し、取組を進めます。

## エ 福生の持続的な発展を支える人材の育成

「学び」と「活動」が循環する豊かな地域づくりの一翼を担う人材として、地域のリーダーとなり活躍できる人材を養成するため、研修会や講習会を実施します。さらに、長期的な視点に立ち、将来の福生市を支える人材である青少年の育成を推進します。

また、社会教育に従事する職員の資質・能力の向上を図ります。

### ■ 主な取組

- ・ 公民館主催講座・行事等の充実による多様な学びの機会の提供
- ・ 地域まなびあいボランティア制度等、学びの成果を活かせる環境の充実
- ・ 福生市立図書館基本計画及び福生市子ども読書活動推進計画に基づく取組の推進
- ・ ふっさっ子グローバルヴィレッジ事業による青少年の育成
- ・ リーダー養成講座等による地域人材の育成



ふっさっ子グローバルヴィレッジ



公民館サロンコンサート



図書館出前おはなし会ぶっくん

## 方向2 歴史遺産の保全と文化・スポーツの振興

### ■ “ねらい”と5年後に向けた“指標”

福生市の貴重な歴史遺産を後世に残し、伝えていくために、調査・研究を進め、その保存・管理に努めるとともに、地域社会総がかりで保全や継承に取り組んでいきます。

文化・芸術に親しむことで、市民が健康で生きがいのある人生を送れるよう、その振興を推進します。

また、市民が、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、誰でもスポーツを楽しめる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

指標	現状値	目標値
市民会館の年間利用者数	176,788人 (平成30年度)	181,450人
体育館・屋外体育施設の年間利用者数	561,802人 (平成30年度)	570,000人

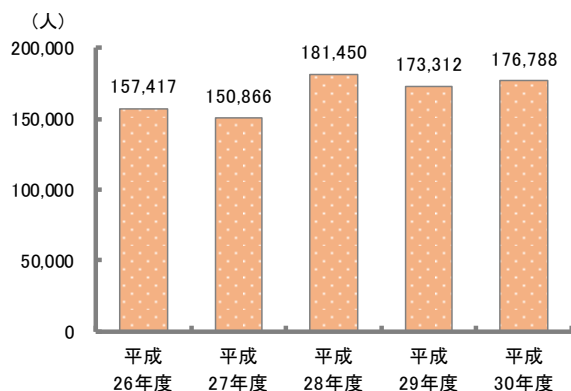
※指標の出典根拠は巻末にあります。

### ■ 現状と課題

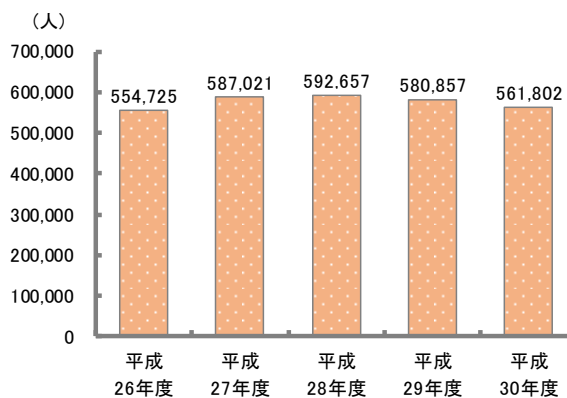
- ・地域に残された歴史遺産は、郷土への愛着や、郷土の理解のために欠くことができない生きた教材であり、これらを後世に伝え残すことは、我々の使命でもあります。市内には、国指定史跡\*「玉川上水」や国登録有形文化財\*「旧ヤマジユウ田村家住宅」に代表される様々な歴史遺産があり、市内外問わず、多くの方々が訪れています。歴史遺産は生涯学習活動を支える生きた教材としても、地域の魅力を発信する資源としても大変貴重です。
- ・急速な都市化などの社会情勢の変化を背景として、歴史遺産の滅失・散逸等が危惧されており、歴史遺産を後世に伝えていくためには、子どもから大人まで多くの人々にその魅力を伝え、重要性を理解してもらうとともに、歴史遺産をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりで保全や継承に取り組んでいく必要性があります。
- ・文化・芸術の振興は、生涯学習社会の推進に欠かせない要素であり、さらに、健康で生きがいのある人生を送る一助となります。市民会館や茶室福庵といった文化施設での事業を通じ、文化・芸術に親しみ、市民の文化活動への参加の促進と、活動成果の発表の場の充実、また、活動を推進する市民団体への支援を図る必要があります。

- ・人生 100 年時代を見据え、ライフステージに応じた健康づくりやスポーツの機会づくりをさらに充実するとともに、各種団体や学校等との連携を深め、市民のスポーツ活動への参加を促進する必要があります。

市民会館年間利用者数



体育館・屋外体育施設の利用状況



## ■ 推進事業

### ア 歴史遺産の保全と継承

市民が郷土に愛着と誇りをもち、心豊かに生活できる活力ある地域社会の実現に向け、国指定史跡「玉川上水」や国登録有形文化財「旧ヤマジユウ田村家住宅」といった地域に伝わる様々な歴史資料や文化遺産を活用した学習機会を提供するとともに、地域が誇る資源としての魅力を広く発信します。

郷土資料室の事業等、市民が気軽に地域の歴史や文化財について学習できる機会を充実させ、貴重な郷土の歴史・文化遺産を継承する意識を高め、郷土理解の促進を図る取組を行います。



## イ 文化・芸術が花開く豊かな地域づくりの推進

文化や芸術を学ぶことを通じて、地域社会や人とのつながりを深め、その学習成果を活かすことで、豊かな地域づくりが推進できる環境の整備と、その活動の支援を推進します。

市民会館、茶室福庵、プチギャラリー等の文化施設を活用し、市民が文化や芸術に親しみ、活動成果の発表できる場の提供と、市民文化祭や市民音楽祭等を通じて、優れた文化・芸術に親しむ機会の充実を図ります。

市民会館については、引き続き指定管理者制度を継続し、その他の文化施設についても、より効果的・効率的な管理・運営方法を検討していきます。

## ウ ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

福生市スポーツ推進計画に基づき、さまざまな関係機関と連携し、より多くの市民がスポーツに触れ、楽しむことができるよう、多種多様な事業を開催し、スポーツの魅力を発信していきます。

本計画期間中には、東京2020大会オリンピック・パラリンピック競技大会という、大規模な国際的スポーツイベントが開催されます。大会前のスポーツ機運の高まりを自主的・恒常的なスポーツ活動として定着させ、大会後には大会のレガシーを市民のスポーツ振興に活用する取組を推進していく必要があります。そのため、市民の健康や体力の維持・増進につながるスポーツ及びレクリエーションの推進・支援に努め、市民一人ひとりのライフステージに応じたスポーツ活動を支援します。

また、本大会を契機として、障害者スポーツもユニバーサルなスポーツとして幅広く市民に浸透させていきます。

### ■ 主な取組

- ・文化財総合調査事業・古民家管理事業による文化財の保全及び保護啓発の取組
- ・郷土資料室事業の充実による郷土理解の推進
- ・プチギャラリー、市民会館指定管理者主催事業等の充実による文化・芸術の振興
- ・福生市スポーツ推進計画に基づく取組の推進



ブラインドサッカー

## 基本方針 4 地域社会総がかりでの教育の推進

### 方向 1 家庭・地域・学校が連携・協働する教育活動の充実

#### ■ “ねらい” と 5 年後に向けた “指標”

子どもたちが地域の協力を得て成長していくことができるよう、家庭・地域・学校が連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築と充実を進めます。

指標	現状値	目標値
ふっさっ子の広場事業のサポーター年間活動人数	1,112人 (平成30年度)	1,170人
通学路見守りボランティアの人数	60人 (平成30年度末)	75人

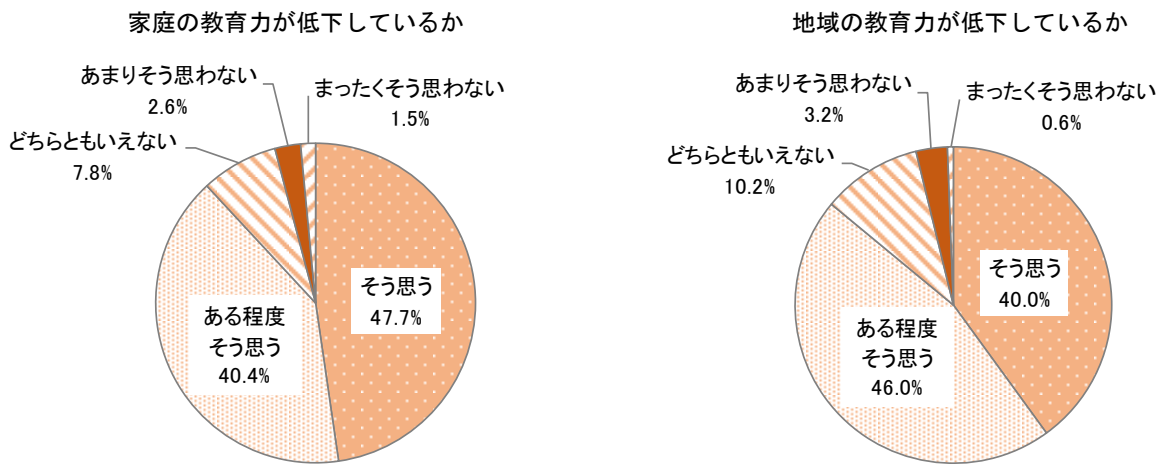
※指標の出典根拠は巻末にあります。

#### ■ 現状と課題

- ・東京都の調査では、「家庭の教育力、地域の教育力が低下しているか」、という問いに、「そう思う」、「ある程度そう思う」と回答した都民の割合は、約 90%となっています。家庭や地域の教育力が低下することで、学校が様々な課題を抱え込まざるを得なくなり、過剰とも言える役割が学校に求められるようになっていきます。
- ・社会がますます複雑化・多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中、これからの教育は、これまで以上に家庭、地域と学校の連携・協力の下で進めていくことが不可欠となっています。
- ・放課後子ども教室\*、ふっさっ子の広場は、市内全小学校で、平日毎日実施されており、他市と比較しても、非常に充実した取組が行われてきました。平成 30 年には、国において「新・放課後子ども総合プラン\*」が示され、学童クラブとの連携の推進が求められており、放課後児童対策について、よりよい環境づくり、体制の構築が求められています。また、特別な支援を必要とする児童に対応することができる専門的な知識・技能を持った職員の配置も必要とされてきています。
- ・保護者と学校、警察、道路管理者と教育委員会で連携した通学路点検を、市内全小学校の通学路において毎年実施しており、危険箇所の改善に努めていますが、全国各地において、子どもが重大事故・事件に巻き込まれる報道等が後を絶たず、より一層の連携の強化が求められています。

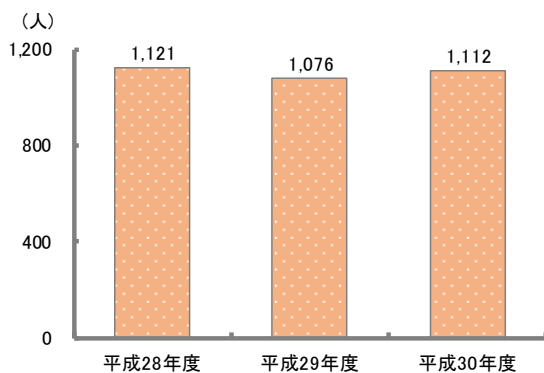


- ・福生市では、平成28年度に福生第四小学校をコミュニティ・スクールに指定したのを皮切りに、順次指定を進め、令和2年度には市内全校が指定されることとなりました。子どもたちのよりよい成長だけでなく、地域活性化の核としても機能するよう、学校と地域が主体となって自主的に学校運営を進めていく必要があります。
- ・福生市の子どもたちの家庭学習の時間は、全国平均、東京都平均を下回っており、家庭学習習慣の定着に向けた取組が求められています。



資料：「インターネット都政モニターアンケート」 平成26年（東京都）

ふっさっ子の広場サポーター活動人数



## ■ 推進事業

### ア 放課後児童対策の充実

ふっさっ子の広場事業は、放課後の児童の居場所として、様々な学習や体験の機会を提供し、健やかな成長を支援してきました。多くの地域のサポーターに支えられ、利用者も年々増加するなど、児童・保護者にとって魅力のある居場所となっています。

今後は、民間活力を有効に活かしながら、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学童クラブ事業との連携を推進するなど、事業の発展的实施に向け、検討を進めていきます。

### イ 子どもの安全を守る環境づくりの推進

子どもの登下校や放課後における安全確保を図るため、家庭・地域・学校が連携・協力して、通学路の安全点検を行い、子どもの見守り体制を構築します。

子どもの安全確保に向けた取組について、全国的に重要性が高まっていることから、今後もさらに学校、警察、道路管理者等と連携して登下校の安全確保に努めていきます。

### ウ 地域と学校の連携・協働の仕組みづくり

コミュニティ・スクール、学校支援地域組織等を通じて、子どもたちが地域とふれあい、協力を得ながら成長していくことができるよう努めていきます。

また、子どもの成長を軸に、地域を活性化する仕組みとしても機能することができるよう、地域の主体的な参加を促進し、組織的・継続的な活動を支援します。

### エ 家庭教育への支援の充実

体育館、公民館等で、託児保育付講座等を実施し、子育てを通じて、保護者自身が子育てやしつけについて学び、考える機会や様々な悩みや心配事への相談体制を充実し、多世代の交流や家庭教育を支援します。

また、放課後学習支援事業やタブレット端末を活用した家庭学習の充実等により、児童・生徒の家庭学習習慣の定着に向けて取り組みます。

## ■ 主な取組

- ・「新・放課後子ども総合プラン」に基づくふっさっ子の広場事業の充実
- ・関係機関と連携した、通学路の安全点検の実施
- ・地域と学校が協働する教育活動の充実
- ・家庭での学習習慣定着に向けた取組



ふっさっ子の広場



通学路の地域の見守りの様子

## 方向2 子どもを支え伸ばす教育活動の推進

### ■ “ねらい”と5年後に向けた“指標”

地域での体験活動等を通し、子どもたちと多世代の交流を活性化させることで、地域ぐるみで子どもの育ちを支えます。また、家庭環境によって子どもの育ちが左右されないよう、多様化する教育課題に対応します。

指標	現状値	目標値
郷土資料室における子ども体験学習年間参加者数	275人 (平成30年度)	300人
「教育と福祉の連携強化が図られていると思いますか。」の質問に肯定的な回答をした割合	—	70%

※指標の出典根拠は巻末にあります。

### ■ 現状と課題

- ・社会全体で学校教育・家庭教育を支援し、全ての子どもが質の高い教育を受けることができるようにするため、地域等の外部人材を積極的に活用した教育を推進することが必要です。
- ・福生市では、体育館や公民館、郷土資料室などでスポーツや自然体験、昔遊びに関する子ども体験活動を定期的で開催しており、また、図書館では出前おはなし会やビブリオバトル\*、家庭での読書習慣を定着させる家読（うちどく）に関する取組を行い、子どもの体験活動の充実を図ってきました。今後も、他課との連携により、安全な環境を確保しながら、子どもたちが様々な異世代の人々と関わることのできる体験活動・交流活動を行う場や、学びを支援する場などを提供することが必要です。
- ・子どもの養育をする上で困難を抱える家庭への支援や、環境問題に起因する環境教育、防災対策など、多様化する教育課題に対応するためには、教育委員会だけでなく、市長部局やその他教育関係機関との連携を強化することが必要です。
- ・子どもの健全育成を推進するために、家庭・地域・学校がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、関係機関と連携して地域全体で教育に取り組む体制を構築することが重要です。

## ■ 推進事業

### ア 体験・交流の場の充実

地域における社会体験や各種体験事業を通じ、子どもたちが多様な世代の人と交流する中で、地域に対する愛着や誇りを育むことができるよう、体験内容の充実を図ります。また、他者と連携・協働しながら、様々な力を発達段階等に応じて身に付けることができるよう、多様な機会を確保します。

### イ 関係機関との連携の強化

困難な課題を抱える家庭に対し、支援を充実させるため、児童相談所や医療機関、子ども家庭支援センターや子育て世代包括支援センターとの連携強化を図ります。

地域の NPO、関係団体などとの協働により、多様な教育資源を確保するとともに、持続可能な社会づくりに向けた環境教育などの取組の実践を促進します。これらの取組を通して、地球規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む態度を身に付けた持続可能な社会づくりの担い手を育みます。

## ■ 主な取組

- ・子ども体験活動等の体験・交流活動を通じた多様な学びの機会の充実
- ・他部署との連携（子ども家庭支援センター、子育て世代包括支援センターとの連携、環境フェスティバル等各事業への出展、参加等）



郷土資料室自然観察会



郷土資料室わくわく土曜日



# 資料編

## 1 用語解説

### 【あ行】

#### I o T

Internet of Things の略で、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるものがインターネットにつながり、情報のやり取りをすること。

#### I C T

Information and Communication Technology の略で、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のこと。

#### インクルーシブ教育システム

人間の多様性を尊重し、障害者が精神的及び身体的な能力を最大限発達させ、社会に自由に参加することを目指し、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。

#### 家読（うちどく）

家族で同じ本を読み感想を話し合う、好きな本をすすめあうなど、読書習慣を共有することでコミュニケーションを図り、家族の絆を強める取組のこと。

#### A I（人工知能）

Artificial Intelligence の略で、学習・推論・判断といった人間の知能のもつ機能を備えたコンピューターシステム。応用として、自然言語の理解、機械翻訳、エキスパートシステムなどがある。

#### A L T

Assistant Language Teacher の略で、外国語指導助手。日本人の教員を補佐し、主に会話の指導にあたる。

### 【か行】

#### 学校適応支援室

心理的・情緒的な原因により不登校傾向にある市内在住の小・中学校の児童・生徒に対して、適切な相談、指導及び助言を行い、学校復帰を目指す教室のこと。

#### G I G A スクール構想

Society5.0 時代に生きる子どもたちの未来を見据え、児童・生徒向けの 1 人 1 台の学習用端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想のこと。

#### 国指定史跡

貝塚、集落跡、城跡、古墳などの遺跡のうち、歴史的・学術的に価値の高いものを指し、国によって指定されるもの。



## 国登録有形文化財

都市開発などで消滅が危ぶまれる近代建造物を守るため、1996年に設けられた文化財登録制度に基づいて登録される。築後50年以上が経ち、歴史的景観や造形に優れ、再現が容易でないのが選考基準。

## コミュニティ・スクール

地域に信頼される学校づくりを実現するため、保護者や地域住民などが一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みのこと。

## 【さ行】

### CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）

Common European Framework of Reference for Languagesの略で、語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、わかりやすい、包括的な基盤を提供するものとして、20年以上にわたる研究を経て策定された欧州域内外で使われている資格。

### 指定管理者制度

地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度のこと。

### 社会情動的スキル

非認知的能力と言われるもので、個人の能力のうち、読み書き、計算能力などのいわゆる「認知能力」には該当しない種類の能力の総称。学力テストや知能テストなどによる指標化が難しい、性格や気質に属する能力のこと。

### 小1プロブレム

小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話の聞けない、などと学校生活になじめない状態が続くこと。

### 新・放課後子ども総合プラン

「放課後児童クラブ」の待機児童の早期解消、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容として策定（文部科学省・厚生労働省 平成30年9月策定）。

### スクールカウンセラー

いじめ、不登校、問題行動等の背景となっている児童・生徒の不安や悩みへのカウンセリング、児童・生徒への関わり方などに関する保護者への助言・援助、学校における相談体制を充実させるための教職員への助言・援助などを職務とし、高度に専門的な知識や経験を必要とする臨床心理士等の資格を有する専門職。



## スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけ、専門機関と連携を図った支援をする社会福祉の専門的な知識や技術を有する者。

## スクール・サポート・スタッフ

教員に代わって資料作成や授業準備等を行うことで、教員をサポートするスタッフ。東京都教育委員会では、人材配置に係る費用を補助する「スクール・サポート・スタッフ配置支援事業」を実施し、学校における働き方改革を推進している。

## Society 5.0（超スマート社会）

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

## 【は行】

### 働き方改革

社会保障や子育て支援を通して中間層の働きやすい環境を作り、ワーク・ライフ・バランスと生産性を共に向上させていこうとする取組。少子高齢化に伴う将来の日本経済への不安を払拭するため、一億総活躍社会の実現を目指したプロジェクトの一環。

### ビッグデータ

数百テラ（1兆）バイトからペタ（1,000兆）バイト級の膨大なデジタルデータの集積のこと。

ビッグデータには文字、数字、図表、画像、音声、動画など、様々なタイプのデータが含まれる。ビッグデータの解析から得た知見を、マーケティングなど企業経営や新しいビジネスの創造に生かそうという動きが活発化している。

### ビブリオバトル

参加者同士で本を紹介し合い、もっとも読みたいと思う本を投票で決める催しのこと。

### 不登校特例校分教室

不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が学校教育法施行規則に基づき認める場合に、教育課程の基準によらず特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校の分教室。

### プログラミング教育

令和2年度から実施される新しい学習指導要領に盛り込まれ、小学校で必修化される。コンピュータプログラムを意図通りに動かす体験を通じ、論理的な思考力を育むとともに、幼いころからプログラムの世界に触れ、ITに強い人材を育成するねらいがある。

### 放課後子ども教室

放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取り組み。文部科学省が主導。

## 2 5年後に向けた指標とその説明

5年後に向けた指標の設定の基本的な考え方は、基本方針や方向についての成果測定ができるよう数値化できることとしました。

なお、現状値については、出来る限り直近の暫定値を記載しています。

指標	現状値	目標値	目標設定の考え方	データ出典
基本方針1 子どもたちの「生きる力」の育成と個を伸ばす教育の充実				
方向（1）確かな学力の向上と学びの基礎・基本の定着				
「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができるか。」の質問に肯定的な回答をした割合	小学校 65.8% 中学校 72.6% (令和元年度)	80%	総合計画における目標値として設定	全国学力・学習状況調査結果
「幼保小で円滑な接続・連携が図られていると思いますか。」の質問に肯定的な回答をした割合	-	80%	就学前教育と小学校教育の円滑な接続を目指す目標値として設定 ※幼保小連携推進委員会においてアンケートの実施	
方向（2）豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進				
「自分にはよいところがあると思いますか。」の質問に肯定的な回答をした割合	小学校 73.6% 中学校 74.6% (令和元年度)	80%	児童・生徒の自尊感情や自己肯定感の育成を目指す目標値として設定	全国学力・学習状況調査結果
体力テストの体力合計点の平均点において東京都平均を上回る学年の割合	男子 8/9 女子 8/9 (令和元年度)	男子・女子 ともに 9/9	児童・生徒(小学校6学年+中学校3学年)の体力の向上を目指す目標値として設定	東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査
年間の学校給食提供回数に対する地場産物の使用割合	53% (平成30年度)	58%	児童・生徒の食育の推進を目指す目標値として設定	
方向（3）一人ひとりのニーズに応じた教育機会の提供				
就学支援シートの提出率	3.6% (平成30年度)	8.6%	就学前から小学校への、発達段階に応じた支援体制の充実を目指す目標値として設定	

指標	現状値	目標値	目標設定の考え方	データ出典
方向（４）社会の持続的な発展に貢献する力の育成				
「児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり、目的に応じた情報や信頼できる情報を選択できるように指導する。」の質問に肯定的な回答をした割合	63.7% (平成30年度)	70%	児童・生徒の情報活用能力の向上を目指す目標値として設定	学校における教育の情報化の実態等に関する調査
中学校第3学年のCEFR:A1上位(英検3級程度)以上の割合	—	50%	総合計画における目標値として設定	
「人の役に立つ人間になりたいですか。」の質問に肯定的な回答をした割合	小学校 91.6% 中学校 91.6% (令和元年度)	95%	児童・生徒の自分らしい生き方を実現するための力の向上を目指す目標値として設定	全国学力・学習状況調査結果
基本方針２ 教育施策推進のための環境整備				
方向（１）よりよい学校づくりの推進				
週当たりの在校時間が60時間以上の教員の割合	小学校 37.4% 中学校 68.2%	0%	福生市立学校における働き方改革推進計画における目標値として設定	平成30年2月東京都教育委員会「学校における働き方改革推進プラン」
「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、わかるまで教えてくれていると思いますか。」の質問に肯定的な回答をした割合	小学校 88.7% 中学校 79.0% (令和元年度)	90%	教員の実践的指導力の向上を目指す目標値として設定	全国学力・学習状況調査結果
方向（２）安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実				
学校の空調設備の更新の実施割合	15% (令和元年度) ※校舎を5%・講堂を5%として、全10校の実施で100%とした割合 ※校舎と新校舎のある学校については、それぞれを2.5%として換算	62.5%	安全・安心な施設環境を目指す目標値として設定	
教育用コンピュータ1台当たりの児童・生徒人数	小学校 3.40人/台 中学校 8.85人/台 (令和元年度)	小・中ともに1人/1台	国のGIGAスクール構想における目標値を参考に設定	国のGIGAスクール構想

指標	現状値	目標値	目標設定の考え方	データ出典
見守り員の配置により、児童の通学が安全になったと思う保護者の割合	97.6% (令和元年度)	100%	総合計画における目標値として設定	通学路見守り事業への保護者アンケート
基本方針3 生涯を通じた学びによる豊かな地域づくり・人づくり				
方向(1) 生涯学び、活躍できる環境整備の推進				
公民館の年間利用者数	64,572人 (平成30年度) ※公民館・松林会館・白梅会館の利用者数	66,750人	公民館活動等に取り組みやすい環境を目指す目標値として設定	
図書館の年間利用者数	324,845人 (平成30年度) ※中央図書館・わかざり図書館・わかたけ図書館・武蔵野台図書館の利用者数	354,000人	読書活動等に取り組みやすい環境を目指す目標値として設定	
方向(2) 歴史遺産の保全と文化・スポーツの振興				
市民会館の年間利用者数	176,788人 (平成30年度)	181,450人	文化活動等に取り組みやすい環境を目指す目標値として設定	
体育館・屋外体育施設の年間利用者数	561,802人 (平成30年度)	570,000人	総合計画における目標値として設定	
基本方針4 地域社会総がかりでの教育の推進				
方向(1) 家庭・地域・学校が連携・協働する教育活動の充実				
ふっさっ子の広場事業のサポーター年間活動人数	1,112人 (平成30年度)	1,170人	総合計画における目標値として設定	
通学路見守りボランティアの人数	60人 (平成30年度末) ※通学路見守りボランティアの全小学校における登録人数	75人	子どもの安全確保を目指す目標値として設定	
方向(2) 子どもを支え伸ばす教育活動の推進				
郷土資料室における子ども体験学習年間参加者数	275人 (平成30年度)	300人	総合計画における目標値として設定	
「教育と福祉の連携強化が図られていると思いますか。」の質問に肯定的な回答をした割合	-	70%	困難な課題を抱える家庭の支援の充実のための関係機関の連携を目指す目標値として設定 ※各会議においてアンケートの実施	

### 3 計画策定までの経緯

年月日	会議名	内容
令和元年5月31日	第1回 福生市教育振興基本計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定作業の概要について</li> <li>教育関係団体のヒアリングについて</li> <li>今後のスケジュールについて</li> </ul>
5月31日	第1回 福生市教育振興基本計画 策定委員会学校教育分野・ 生涯学習分野合同作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定作業の概要について</li> <li>教育関係団体のヒアリングについて</li> <li>今後のスケジュールについて</li> </ul>
6月4日、11日	各担当課への書面調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状分析・課題抽出</li> </ul>
7月4日～11日	関係団体へのアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>各小中学校長</li> <li>各小中学校PTA会長</li> <li>社会教育委員</li> <li>公民館運営審議会</li> </ul>
7月24日	社会教育委員の会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒアリング</li> </ul>
8月1日	第2回 福生市教育振興基本計画 策定委員会学校教育分野・ 生涯学習分野合同 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期計画の体系（案）と各課ヒアリングについて</li> <li>今後のスケジュールについて</li> </ul>
8月1日	第2回 福生市教育振興基本計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期計画の体系（案）と各課ヒアリングについて</li> <li>今後のスケジュールについて</li> </ul>
8月9日、16日	各担当課へのヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>前期計画の振り返りについて</li> <li>取組の今後の方向性について</li> </ul>
8月22日	教育委員への意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期計画の体系（案）について</li> </ul>
8月28日	社会教育委員の会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期計画の体系（案）について</li> </ul>
11月6日	第3回 福生市教育振興基本計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>福生市教育振興基本計画 第2次（案）について</li> <li>福生市教育大綱の改訂について</li> <li>令和2年度以降の教育振興基本計画の進行管理について</li> <li>今後のスケジュールについて</li> </ul>

年月日	会議名等	内容
11月22日	教育委員会定例会	・福生市教育振興基本計画 第2次(案)について
12月13日	第3回 福生市教育振興基本計画 策定委員会学校教育分野・ 生涯学習分野合同 作業部会	・福生市教育振興基本計画 第2次(案)について ・福生市教育大綱の改訂について ・令和2年度以降の教育振興基本計画の 進行管理について ・今後のスケジュールについて
令和2年 1月7日~21日	パブリックコメント	・広報、市ホームページにおいて周知
2月18日	教育委員会定例会	・福生市教育振興基本計画 第2次の策 定について

## 4 計画の策定体制

### (1) 福生市教育委員会の構成

職名	氏名
教育長	川越 孝洋
教育長職務代理者	新藤 美知子
教育委員	渡辺 浩行
教育委員	加藤 孝子
教育委員	坂本 和良
教育委員	野口 哲也

### (2) 福生市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

職名	氏名	備考
教育部長	中岡 保彦	委員長
参事兼教育指導課長	神田 恭司	副委員長
教育総務課長	中島 雅人	
教育部主幹	酒見 裕子	
教育支援課長	細谷 幸子	
学校給食課長	荻島 正義	
生涯学習推進課長	菱山 栄三郎	
スポーツ推進課長	内藤 毅誠	～令和元年9月30日
スポーツ推進課長	矢ヶ崎 冬木	令和元年10月1日～
公民館長	佐藤 克年	
図書館長	森田 雅枝	

## (3) 福生市教育振興基本計画策定委員会学校教育分野作業部会委員名簿

職名	氏名	備考
教育総務課長	中島 雅人	部会長
教育部主幹	酒見 裕子	副部会長
教育総務係長	大村 貴子	
学校施設係長	木村 秀樹	
指導係長	日原 麻里	
教職員係長	佐藤 あかね	
指導主事	重末 祐介	
指導主事	古川 裕平	
学務係長	岸野 美幸	
個別支援教育係長	大畠 秀貴	
給食管理係長	半谷 智子	
給食運営係長	神林 俊	

## (4) 福生市教育振興基本計画策定委員会生涯学習分野作業部会委員名簿

職名	氏名	備考
生涯学習推進課長	菱山 栄三郎	部会長
生涯学習推進係長	西間木 裕子	
地域教育支援係長	小泉 優子	
文化財係長	宮林 一昭	
スポーツ推進係長	高波 徹	
公民館係長	山下 真央	
松林会館副館長	島田 基美香	
白梅会館副館長	石野 拓司	
図書館管理係長	並木 俊幸	
図書館サービス係長	河野 豊明	
わかぎり図書館分館長	倉部 敬	
わかたけ図書館分館長	下野 由美子	
武蔵野台図書館分館長	森本 恭子	



## 5 福生市教育振興基本計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、福生市における学校教育及び生涯学習の振興に関する行政施策を総合的に推進する教育振興基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、福生市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び修正（以下「策定等」という。）に関すること。
- (2) 計画の策定等に係る情報の収集及び資料の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定等に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 1 委員長は、教育部長をもって充てる。
- 2 副委員長は、教育部参事をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の所掌事項を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、かつ、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見又は資料の提出を求めることができる。

3 委員が委員会に出席できないときは、当該委員が指名する職員を会議に出席させることができる。

(作業部会の設置)

第6条 委員会の所掌事項に関して、調査等の作業を行うため、学校教育分野作業部会及び生涯学習分野作業部会を置くことができる。

2 学校教育分野作業部会は、委員会の指示を受け、学校教育に関する調査、検討を行い、委員会に報告する。

3 学校教育分野作業部会の部会長は、教育総務課長をもって充てる。

4 学校教育分野作業部会の副部会長は、教育部主幹をもって充てる。

5 学校教育分野作業部会の部会員は、教育総務課、教育指導課、教育支援課及び学校給食課の職員（指導主事を含む。）をもって充てる。

6 生涯学習分野作業部会は、委員会の指示を受け、生涯学習に関する調査、検討を行い、委員会に報告する。

7 生涯学習分野作業部会の部会長は、生涯学習推進課長をもって充てる。

8 生涯学習分野作業部会の部会員は、生涯学習推進課、スポーツ推進課、公民館及び図書館の職員をもって充てる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育部教育総務課教育総務係において処理する。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

教育総務課長	教育部主幹	教育支援課長	学校給食課長	生涯学習推進課長	スポーツ推進課長	公民館長	図書館長
--------	-------	--------	--------	----------	----------	------	------

福生市教育振興基本計画  
第2次

発行日 令和2年3月

発行 福生市教育委員会

〒197-8501

東京都福生市本町5番地

編集 福生市教育委員会 教育部 教育総務課

TEL 042-551-1511 (代表)

ホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp>

